

平成27年 3 月12日

◎三石委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（10時0分開会）
本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈公園下水道課〉

◎三石委員長 それでは、公園下水道課の説明を求めます。

◎長野公園下水道課長 それでは、公園下水道課の平成27年度当初予算、平成26年度補正予算及び条例その他の議案について説明をさせていただきます。

初めに、一般会計の平成27年度当初予算から説明いたします。

資料番号②当初予算の議案説明書520ページをお開きください。

歳入について主なものを御説明いたします。

7分担金及び負担金の節欄にあります（9）公園費負担金は、都市公園事業に対する市町村負担金です。

中段の8使用料及び手数料は、節欄に記載のとおり、公園施設の使用料と浄化槽保守点検業者登録などの手数料収入です。

次に、9国庫支出金のうち、（9）公園費補助金は、右の説明欄に記載のとおり、都市公園事業に係る社会資本整備総合交付金と防災・安全社会資本整備交付金及び市町村事業の指導監督交付金です。

その下の（10）下水道費補助金の農山漁村地域整備交付金は、市町村の団体営農業集落排水事業に対する交付金です。

次のページの14諸収入は、五台山公園の水道施設を利用している牧野植物園ほかからの水道料の分担金などです。

その下から次のページに記載しています15県債は、都市公園の建設事業の財源に充てる起債です。

523ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

公園下水道課の一般会計の平成27年度当初予算は、最上段にありますとおり17億7,269万5,000円で、前年度より3億6,589万7,000円の減となっております。これは主に都市公園単独事業費及び都市公園事業費が前年度より減額になったことによるものです。

では、歳出の主なものを右の説明欄に沿って説明いたします。

まず、4公園費の1都市公園管理費は、春野総合運動公園ほか11公園の管理に要する経費でございます。

その下の管理等委託料は、指定管理者に支払う管理代行料や直営の公園における清掃委託などに要する経費です。

次のページをお願いいたします。

2 都市公園単独事業費は、都市公園の維持修繕、改修に要する経費でございます。春野総合運動公園野球場の浄化槽改修やのいち動物公園の汚水処理施設の機器更新、土佐西南大規模公園の津波避難施設の詳細設計などを行うこととしております。

3 都市公園事業費は、国の交付金を活用して都市公園の施設整備費を行うもので、春野総合運動公園では水泳場にエレベーターを新設するとともに園路の改修を行うほか、総合防災拠点に指定されている室戸広域公園に屋内運動場の建設を行うものです。

次に、5 下水道費です。

説明欄の1 団体営農業集落排水事業費の農業集落排水事業費補助金は、既存施設の長寿命化を行う市町村に対して補助するもので、平成27年度は9 市町村に対して補助を行うこととしております。

次のページ、3 浄化槽設置管理推進事業費の上から3 つ目の浄化槽設置整備事業費補助金は、浄化槽の設置に際し補助を行う市町村に経費の一部を補助するもので、平成27年度は市町村からの要望があった1,176基分、1 億2,500万円余りを計上しております。

一番下の5 流域下水道事業特別会計繰出金は、特別会計により実施しております浦戸湾東部流域下水道事業の県債の元利償還金に充てるもので、内容については特別会計で御説明いたします。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

527ページをお開きください。

この室戸広域公園屋内運動場の整備につきましては昨年9 月議会におきまして債務負担行為の変更を議決いただいておりますが、12月に行いました入札が不調となったことから再度改めまして必要な経費を積み上げ、債務負担行為としてお願いするものです。

次に、718ページをお開きください。

過年度議決分の債務負担行為でございます。

一番下の段から次のページにありますとおり、指定管理者が管理する都市公園等の管理代行料で、当年度以降の支出予定額について記載しております。

以上で平成27年度一般会計当初予算の説明を終わります。

続きまして、流域下水道事業特別会計の当初予算を説明いたします。

818ページをお開きください。

流域下水道事業費の歳入予算について御説明いたします。

この特別会計は、高知市、南国市及び香美市の3 市で構成する浦戸湾東部流域下水道の維持管理や整備に係るもので、1 負担金の(1) 流域下水道管理費負担金は、流域下水道の運営管理に要する費用で、関係3 市に汚水処理の水量に応じて負担していただくものです。

(2) 流域下水道事業費負担金は、流域下水道の整備に要する経費を関係3 市から負担

金としていただくものです。

次の2国庫支出金は、流域下水道の建設事業に対する国の交付金です。

4繰越金は、流域下水道管理費における前年度までの余剰金を繰越金として流域下水道管理費に充当するものです。

6県債は、流域下水道事業費の財源に充当する下水道事業債です。

次のページをごらんください。

歳出予算でございます。

特別会計の平成27年度当初予算は15億3,525万1,000円です。高須浄化センター管理運営費や施設の老朽化対策の工事費等の増により、対前年度比1億6,957万8,000円の増となっております。

まず、下段の1流域下水道管理費は、浦戸湾東部流域下水道の維持管理を行うための経費です。

次のページをお願いいたします。

右の欄にあります管理運営等委託料は、高須浄化センターの運営管理に要する経費です。

次の廃棄物処理委託料は、高須浄化センターから発生します下水汚泥を処理する経費です。

修繕工事請負費は、水処理施設や汚泥処理施設などの修繕に要する経費を計上しているものです。

なお、これらの経費は全額、関係3市の負担金で賄われております。

次の2流域下水道事業費は、水処理施設の津波対策工事などの南海地震対策や汚泥処理施設の長寿命化工事など老朽化対策を実施するほか、次期汚泥処理施設の実施設計などの経費や地方債元利償還金などを計上しております。

822ページをお開きください。

上段の債務負担行為は、既に議決をいただいております高須浄化センターの管理運営委託料の当該年度以降の支出予定額です。この管理運営委託ですが、9月議会で債務負担行為の議決をいただいた後、WTOによる一般競争入札の手続を進めまして昨年12月24日から公告を開始しましたところ、現在管理運営を行っている共同企業体1社から申請がありまして今2月17日に総合評価委員会を開催、2月19日に入札を行い、落札を決定いたしました。そして、今月の2日に正式に契約をしたところです。

下の欄は、同じく高須浄化センターの建設工事費に係る起債の現在高です。

当初予算につきましては以上です。

続きまして、平成26年度一般会計補正予算について説明をいたします。

資料番号④補正予算説明資料の287ページをお開きください。

歳入予算について説明いたします。

7 分担金及び負担金の公園費負担金、9 国庫支出金の公園費補助金と下水道補助金及び15 県債の公園事業債につきましては、国の内示額との差額についてそれぞれ減額をしております。

なお、下水道費補助金のうち、農地防災事業等補助金は、今年度発生した災害に対応するため増額となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

4 公園費の右の説明欄にあります1 都市公園事業費は、国の内示額との差額9,200万円余りを減額しております。

次のページの5 下水道費の1 団体営農業集落排水事業費、2 浄化槽設置管理推進事業費及び3 市町村下水道事業指導監督事務費についても、国の内示額との差額をそれぞれ減額をしております。

4 流域下水道事業特別会計繰出金については、特別会計で御説明いたします。

次に、繰り越しについて説明いたします。

次のページをお願いいたします。

4 公園費の都市公園単独事業費については、のいち動物公園の汚水処理機器の更新に当たり計画調整に不測の日数を要したため繰り越しをお願いするものです。

また市町村都市公園事業指導監督事務費及び下水道費の市町村下水道事業指導監督事務費については、市町村が施行する事業が繰り越しとなることから、この分の県の事務費の繰り越しをお願いするものです。

続きまして、流域下水道事業特別会計補正予算を説明いたします。

407ページをお開きください。

歳入のうち、1 負担金の(1) 流域下水道管理費負担金は、修繕工事の請負残などにより関係3 市の負担金について減額を行うものです。

2 国庫支出金の(1) 流域下水道事業費補助金は、国庫補助金の内示額との差額を減額するものです。

次のページをお願いいたします。

歳出の下段にあります1 流域下水道管理費は、入札減や緊急時に備えて計上していた修繕費が当初の見込みを下回ったことなどにより減額となったものです。

この中の管理運営等委託料は、労務単価の上昇により人件費が増加したことから増額となったもので、次のページの市町村派遣職員費負担金は、高知市から派遣いただいております職員2名の人件費を高知市へ負担金としてお支払いするものです。

2 流域下水道事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり、国庫補助金の内示額

との差額によるものです。

411ページをお開きください。

繰越明許費の変更分として、高須浄化センターの浸水対策工事等において地震、津波対策設計の計算基準書の改訂時期がおくれ、耐震設計に日時を要したため年度内完成が見込めなくなったことから繰り越しをお願いするものです。

次に、条例その他の議案について説明をいたします。

資料番号⑤条例その他の98ページをお開きください。

第82号議案県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案について説明をいたします。

参考資料の公園下水道課のページをお開きください。

上のほうに県が管理する浦戸湾東部流域下水道の概要を記載しております。

この浦戸湾東部流域下水道における建設事業については県及び高知市、南国市、香美市の3市で負担しており、そのうち3市の負担割合については計画汚水量の割合にて決定をしております。今年度、この浦戸湾東部流域下水道では、人口減少等の社会的情勢の変化を受けて全体計画の見直しを行ったことにより3市からの計画汚水量に変更が生じたため、それに応じて3市の負担割合を変更するものです。

平成26年11月10日に3市と県で構成する浦戸湾東部流域下水道連絡協議会幹事会において合意をいただき、12月に同意書を提出していただいております。

算定方法につきましては、参考資料の算定方法にありますように県が国費を除く工事費の半分を負担し、3市で残りの半分を負担しております。負担比率は計画汚水量の割合をもとにして決定しております。浦戸湾東部流域での計画汚水量は左下の表のとおりとなっておりますが、別途、高知市から日平均970立方メートルの高濃度汚水を受け入れ、処理することとしており、それを考慮すると水処理施設の負担比率は高知市が65.6%、南国市が21.2%、香美市が13.2%となります。汚泥処理施設の負担比率は、高知市が85.4%、南国市が9%、香美市が5.6%となります。

続きまして、資料番号⑤条例その他の100ページの第83号議案県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案について説明をいたします。

参考資料の次のページをお願いいたします。

浦戸湾東部流域下水道の維持管理費用については全額、高知市、南国市、香美市の3市からの負担金で賄われており、汚水量1立方メートル当たりの単価は4年ごとの財政計画を作成して定めており、今回は平成27年度から平成30年度までの単価について定めるものです。

先ほどの建設費と同様の手続を経て、3市から同意書を提出いただいております。

算定方法としましては、参考資料の算定方法にありますように流域汚水の単価と高濃度

汚水の単価と2つの単価がありまして、2つとも4年間の計画維持管理費を4年間の計画汚水量で割算をして1立方メートル当たりの単価を算出しております。流域汚水の単価は53.2円、高濃度汚水の単価は2,103.4円となっております。

右下の表で比較しておりますとおり、前回と比べると流域汚水の単価は上昇し、高濃度汚水の単価は下降しております。その原因としましては、維持管理費は労務単価の上昇、電力費の上昇、脱水汚泥の増加による処分費の上昇などにより増加しておりますが、流域汚水の量は伸びが少なく、高濃度汚水の量は維持管理費用以上に伸びが大きいことによるものです。

以上で公園下水道課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で公園下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎三石委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎阿部住宅課長 住宅課でございます。

住宅課の平成27年度当初予算について御説明をいたします。

議案説明書②当初予算の528ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、県営住宅の使用料や宅地建物取引業などに関する手数料及び国庫補助金など10億9,200万円余りを計上いたしております。

次に、530ページの歳出をお願いいたします。

1目の住宅費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って主要なものを御説明いたします。

2の宅地建物取引業指導監督費は、宅建業者の指導や免許更新などに要する経費でございます。

531ページをお願いいたします。

3の住宅諸費は、住宅政策に係る基礎資料となる各種調査等、良質な住宅の普及啓発や支援に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

4の持家住宅建設促進事業費は、持ち家取得及び定住化の促進を図るための利子補給を行うものでございます。

5の住宅新築資金等貸付助成事業費は、以前に貸し付けました資金に係る市町村の償還事務への補助を行うものでございます。

6の住宅耐震対策事業費は、南海トラフ地震に備え既存住宅の耐震性の向上等を図るための事業でありまして、住宅の耐震改修などに係る補助と住宅所有者や事業者の方々への啓発を行うための経費でございます。

住宅の耐震改修に係る補助につきましては、本年度は2月末時点で622件の申し込みを受けておりますが、27年度当初予算では耐震診断2,300件、改修設計及び耐震改修1,350件、ブロック塀の耐震対策350件、老朽住宅等除却210件の補助に必要な経費を計上いたしております。さらに、本年度途中から開始しております戸別訪問など住宅の耐震対策のスピードアップに取り組む市町村に対する支援につきましては、27年度当初予算では改修設計に対する市町村独自の上乗せ補助などを補助対象に追加をいたしまして必要な経費を計上いたしております。また、市町村が空き家を借り上げるなどして公的賃貸住宅として再生する場合にリフォームに要する費用の一部を補助する事業を本年度から始めておりますけれども、これ2月末時点で15市町村から56件の申請がございまして、うち既に3市町5件で移住者などが入居を始めております。27年度当初予算では65件分を計上いたしますとともに、新たに事前にリフォーム方法などを検討するための現況調査等を行う委託費を計上いたしております。

7の県営住宅管理費は、県営住宅の管理に要する費用です。

管理等委託料の主なものは、県営住宅の入居募集、維持修繕などの業務を管理代行として高知県住宅供給公社へ委託する経費でございます。

滞納家賃につきましては、督促の強化や法的措置とあわせて入居者の事情に応じて丁寧に対応するなど、27年度も引き続き適正な管理に努めてまいります。

533ページをお願いいたします。

8の県営住宅整備事業費は、本年度に終了する鏡水団地の建てかえ工事に伴い周辺に及ぼした影響についての事後調査と補償に要する経費でございます。

9の県営住宅建替事業推進費は、鏡水団地の建てかえ工事及び本年度から着手しております宇治団地の全面的改善事業の第1期工事に伴いまして民間住宅などへ移転された方々に対する移転補償費と仮住居の借り上げ費用の補助に要する費用でございます。

なお、鏡水団地につきましては今年度5月末には戻り入居を終える予定でございます。

10の住戸改善推進事業費は、宇治団地における全面的改善や鎌原団地などにおける共用部分改善のための工事費のほか、十市団地の住宅改修計画作成などの委託業務に要する経費でございます。

なお、宇治団地の全面的改善における全体の工事費は3億2,000万円余りで、27、28年度の2カ年にわたって実施いたしますので債務負担行為をあわせてお願いをいたしております。

11の市町村事業等指導監督事務費は、社会資本整備総合交付金事業を実施する市町村等

に対する指導や検査等に要する事務費でございます。

12の建築物耐震対策緊急促進事業費は、平成25年11月に施行されました改正耐震改修促進法により耐震診断が義務づけられる建築物の耐震化に要する費用の一部を補助するための経費でございます。大規模建築物や緊急輸送道路等沿道建築物が対象となります。このうち大規模建築物につきましては本年度の改修設計を行いました1棟について耐震改修に着手する予定ということでございますので、これに対する補助に要する経費を計上いたしております。次に、緊急輸送道路等沿道建築物につきましては別途の資料で説明をさせていただきます。

お手元の参考資料、住宅課のインデックス、1ページをごらんください。

緊急輸送道路等の指定などは建築指導課の担当となりますけれども、一連の取り組みでございますので住宅課よりまとめて御説明させていただきます。

改正法では緊急輸送道路等の避難路の沿道建築物が倒壊し、道路を閉塞することを防ぐため、県または市町村が道路を指定することによって一定の高さを有する沿道建築物の耐震診断を義務づけることができることとなっております。このことを受けまして本年度、広域的な観点から県による指定が必要と考えられる道路のうち広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路及び県外からの救援ルートのうち2桁国道につきまして沿道建築物の実態調査を行いました。その結果、昭和56年5月以前に建築され道路を閉塞する可能性がある建築物が570棟程度存在することが明らかとなりました。

このことから、来年度は順次必要な道路を指定していくこととしており、県が指定した結果、耐震診断が義務づけられる建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助するための経費を計上いたしております。予算成立後、直ちに県の道路指定によって耐震診断が義務づけられることとなる建築物所有者に対し道路指定の趣旨や補助制度に関する説明を行い、パブリックコメントを経た上で、国道33号関係につきましては早ければことし6月末ごろにも指定をしたいと考えております。

議案説明書②の533ページにお戻りください。

以上、住宅費としまして20億5,800万円余りを計上いたしております。

引き続き、平成26年度2月補正予算について説明をいたします。

議案説明書④補正予算の291ページをお願いいたします。

1目の住宅費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って説明をいたします。

1の地方団体関係団体職員共済組合負担金は、県住宅供給公社の職員の共済費でございます。

以上、住宅費として280万円余り増の補正予算を計上させていただいております。

次に、繰越明許費について説明いたします。

292ページをお願いいたします。

1目の住宅費のうち、追加分ですが、住宅諸費は、事業主体である民間の事業者による工事の遅延に伴い県の補助金を繰り越すものでございます。

街づくり促進事業費は、事業主体である民間の事業者による工事の遅延に伴い県の補助金を繰り越すものでございます。

住宅耐震対策事業費は、市町村が実施する事業の遅延に伴い県の補助金を繰り越すものでございます。

県営住宅整備事業費は、鏡水団地の工事につきまして計画調整に日時を要したことにより繰り越すものでございます。

県営住宅建替事業推進費は、鏡水団地及び宇治団地につきまして入居者との計画調整に日時を要したことにより県の補助金及び補償金を繰り越すものでございます。

市町村事業指導監督事務費は、市町村事業の遅延に伴い県の事務費を繰り越すものでございます。

次のページをお願いいたします。

変更分ですが、住戸改善推進事業費は、宇治団地等の工事費等につきまして計画調整に日時を要したことにより繰り越すものでございます。

最後に、高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、宅地建物取引業法の一部改正に伴い宅地建物取引主任者が宅地建物取引士と名称変更されることなどに伴う引用規定の整理を行うほか、同法施行規則の改正により宅地建物取引主任者証の宅地建物取引士証への切りかえ交付が認められることなどを踏まえ、切りかえ交付や紛失等に係る再交付について新たに手数料を徴収しようとするものでございます。

具体的には新旧対照表で説明をさせていただきます。

資料番号⑥条例その他の340ページをお願いいたします。

新旧対照表がございましたけれども、次の341ページの一番最後の行、第6条第2項が今回新設する再交付に係る手数料の徴収規定でございます。

手数料の4,500円につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められた交付申請手数料に準じまして新規交付と同額としております。

第6条第2項以外は宅地建物取引士への名称変更や条文の整理等を行ったもので、実質的な改正はございません。

施行期日につきましては、改正法の施行日であります平成27年4月1日としております。

住宅課の説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 避難路、路地対策、ありがとうございます。

去年の実績が620件ぐらいだったけれど、来年度は2,300件目標とレベルを上げて耐震対策予算も組んでいただいて、課全体の3分の1ぐらい本当に大きい、とにかく避難路、避難場所は目に見える形で結構でき上がってきています、避難タワーも含めて。

ところが、老朽住宅はお年寄りのひとり住まいが結構多い。土佐市の例えば宇佐地区は5,000人おるんですよ、2地区、狭いところに2,000人おるわけです、海岸に張りついて。その人なんかの路地対策、ブロック塀対策だとか何で進まないか。大きな意味では避難場所をつくりましたと、避難路も大きい周回道路も仕上がってきた、結構。ところが、その中におる人が出られない。健全な人でも途中でお年寄りのひとり暮らしの家があって、逃げる場合この家がネックになると。自己負担が100万円かかるんだったらとてもよう改修しないと。空き家やったら空き家対策で処理できても住家屋で自己負担を伴う場合なかなかなかなかようせんと。宇佐なんか、路地いっぱい、両手を広げたら届く、軽四も入らん。歩くが精いっぱい。自転車とお年寄りのシルバーカーが入るぐらいの路地にブロック塀がずうっと右左にあって、その上に柱を置いて家が建ちゅう。そのブロックは昔のブロックで多分鉄筋も入ってないし、そのまま倒れる。

そういう中で、家と一体に直すとすれば結構自己負担が要るんで、600件を2,300件に目標上げて取り組みを急がそうと、予算もつけたことはありがたいけれど、具体的に何で進まんのか、事業が動かんのか。結局、自分の家のブロック塀なんかは自己負担にたえられる人はやってあげたらいい、人のためにやるわけですから、のけましたわ。だけれど、家を積み上げちゅう場合はそう簡単にはいかんわけよねえ。おばあさんのひとり暮らし、そういう家がいっぱい実はある、耐震対策、自己負担が非常に軽減される制度があっても。だけれどその家の奥に若い夫婦が新築して住みゆうわけよねえ。出てこられんようになる。

市町村と一緒に何で進まないのか、何がネックになるのか、そこら辺をもうちょっとやっていただかんと、せっかくつくった避難路、避難場所、その大きなアスファルトの道まで出てこられん、避難場所までよう駆け上がらん、そういう人が何千人もおるのよ。そこら辺を自治体行政と一緒に何で点検をしながら、ことしはことしで一生懸命前向きに取り組んでいただいて、前があかんとすれば何がネックなのか、まだ時間があるとすればもうちょっときめ細やかに住宅耐震化、路地対策をやっていただきたいなど、ブロックも含めて思いますけれど。

◎阿部住宅課長 予算としてはかなり確保させていただいておるわけですが、実際に対策につなげていかないと意味がないということで、きょうも高知新聞で記事が出ましたけれども、昨年9月補正で予算もいただきましたので、今、市町村に対しまして個別に訪問して制度の趣旨を説明することも含めまして個別にアタックしてほしいということで取り

組みを進めております。記事にもありましたとおり、黒潮町や既に取り組んでいただいている市町村では非常に効果を上げています。私どももただ単に漫然と訪問するだけではなくて、あわせてその地区の現状をしっかりと把握をする、それはブロック塀も当然そうでございます。地区でカルテをつくって、避難にどう影響するのかを、むしろこれは地域の住民の方々が主体的に自分の町のことを考えるきっかけと地区の現状を行政側から地元フィードバックして、考えてもらう取り組みが必要だと思っております、戸別訪問につきましては昨年秋から予算もいただいて今強力に進めておりますが、あわせてそういったまさに自主防など地域の皆様に考えていただく取り組みにつなげていきたいと。そしてなお、地域の皆様で考えたその地域ごとの課題、これは委員の地元の宇佐と、また中山間地域のエリアでは課題も全然違ってくると思いますので、課題に即して市町村ごとがその地域の課題に、実情に応じた対策を考えていけるような計画にフィードバックをするということで取り組んでいきたいと思っておりますし、また来年度は南海トラフ地震対策推進地域本部のほうも避難路につきましては現地点検をすると聞いておりますので、我々もぜひそこに相乗りをさせていただき一緒にやっていきたいと思っております。委員の御指摘、おっしゃるとおりでございますので、頑張ってお取り組みしていきたいと思っております。

◎森田委員 阿部課長にも現地を見ていただいたし、密集地は、大きい最近の瀬戸団地みたいなブロック塀の状況ではもう全然ないんで。それで、個人の自己負担金をどうやって捻出するかになると県も入れん部分もあるでしょうし、市町村行政制度に精通した人があんなの自己負担はこういうやり方でやればこれだけになるけれど、払えるかねという財布の中まで入れながらシミュレーションをすると、住宅地の中でどの家がネックになるんだと。この家は絶対に改修するか立ち退くか、大変失礼な言い方やけれど、とても耐震対策を施せるような家じゃない中でとりあえずあと5年、10年、20年ぐらいおばあさん1人が住んだらええわというような家になかなかお金を入れれん状況が実態としてある。だから、耐震やなしに、立ち退いて津波事前避難住宅みたいなやつに入ってもらおうと、そのかわり壊すぞねと、そういう制度も一緒にしながらのいてもらわないかんような人さえおるわけよ、失礼やけれど、現地を見れば。細かい話になりますので、制度に熟知した市役所職員と一緒に、住宅地図を見ながらこの奥の家から逃げた場合にどの家がネックになるか、ことし一年はしっかり取り組んだ上で現地をシミュレーションしながらきめ細やかな避難路対策、特に路地裏、路地からの脱出対策にひとつ手を入れて力かしてもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしく一緒にやってください。

◎阿部住宅課長 承知いたしました。

◎中面委員 普通の耐震改修工事の件ですが、民家、手元の資料では対象戸数1,350件うちゆう資料があるんですが、市町村からの希望とこの予算とのマッチングのぐあいはどうですか。

◎阿部住宅課長 今、県としては1,350件分の予算を確保しておりますが、市町村からの要望は正直に申しまして1,230件ちょっとです。それに加え、なおもう少し頑張ってもらいたいということで若干加速分を1,350件に設定をしています。

なお、この1,350件で満足する気はございませんので、戸別訪問の効果が出て足りなくなればぜひ補正予算をいただきたいと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

◎横山委員 大規模建築物の耐震化事業、道路啓開にどうしても必要な倒壊する建物等々についての除去作業等について、住宅と違って、以前から大規模建築物で使用されていない老朽化した建物の解体には補助事業がないわけですが、それで使われてない道路に面した建物等々がたくさんできたと。これも将来の南海地震に備えて、地震が来ると壊れますので非常に危険、そういう思いがあるわけですが、大規模建物の撤去について今、県が取り組んでおる事業等の中で補助事業が使えるのかどうか、そこらあたりどうです。

◎阿部住宅課長 今、非住宅の除却に関する支援制度があるかということですが、住宅課の事業では正直現時点ではまだございませんっていうか、一応読めるようにはなっていたとは思いますが、後ほどまたお届けいたしますけれども、余り想定はしてないような状況かと思えます。

それで、今まさに沿道建物の実態調査をやっておる中で実際にあいておる建物も若干あるようでございまして、民有財産ですのでやはり所有者の方が一義的にどうしていくのかの意向が一番重要なと思っておりますし、そこは行政で全て面倒見ることにはならないとは思いますが、いずれにせよ閉塞したことに伴う影響の大きさなどを勘案しながら、場合によっては何か考えなきゃいけないことが出てくるかもしれないですが、いずれにしましても今回、予算をお認めいただければ沿道の建物の所有者に個別にアプローチをして制度の必要性ですとか補助制度の内容につきましても御説明してまいりますので、そういった中でニーズがもし出てくるようであれば我々としても必要に応じて検討していくことはあってしかるべきと思っております。

◎横山委員 少し希望が見えてきたという思いもするわけですが、大規模建築物で耐震診断、耐震改修をする場合になかなか自己負担が金額的に大きいと。その場合に一部を解体して、100%のものを60%の施設にして40%を解体する方法もあるわけですが、その40%についての補助ですか、それはどうなっています。

◎阿部住宅課長 今回計上させていただいております関連予算は診断に関する予算だけですが、いずれ委員おっしゃるようなフェーズに入ってくるときに支援がないということにはならないと思っております。そして、実際は耐震改修に要する費用を今後予算化する検討をしておりますけれども、委員おっしゃるように減築といいますが、一部を解体するような場合も耐震改修工事に要する費用見合いの分については国の補助金は少なくとも出る

ような制度設計になっておりますので、県がそこに金を突っ込む場合はそれに準じた制度設計になると思っております。

◎横山委員 使われてない大規模建築物が老朽化して地震が来れば倒壊すると、その建物は道路に面したり、あるいは住家の中にあたりするという状況下にありますので、そういう建物は、個人の責任では撤去はしづらいということでたくさん残っているわけですので、そこらあたり国、県、あるいは市町村が補助する中で将来の南海地震に備えるための撤去等について事業化をお願いしたいと思います。再度同じ質問で申しわけないですが、決意を。

◎阿部住宅課長 先ほど申し上げたようにこれから沿道建築物の所有者に個々に当たっていくわけございまして、その中でニーズをしっかりと把握をしていって、必要があれば可能な範囲でできることを検討してまいりたいと思います。

◎吉良委員 県営住宅の家賃の問題ですけれども、予算委員会を聞いていると実際減免されている方が本来減免される世帯の比率からすると非常に少ないという思いですけれども、大体何千世帯のうち非課税世帯がどれぐらいあって、そのうちどれぐらいが実際の減免を受けているのかも一度ちょっとお示ししていただけますか。

◎阿部住宅課長 今回の予算委員会で米田委員からお尋ねをいただいておりますけれども、減免の対象となり得る世帯というのがなかなか試算しにくいところですが、一応減免要件の一つであります市町村民税の非課税世帯に該当する世帯を抽出いたしますと、26年度の申告分で約1,700世帯ございます。県営住宅へ入居している世帯の総数が3,964世帯になっております。実際に減免を受けておられる世帯が803世帯になっていまして、この市町村民税の非課税世帯のうち生活保護を受給しますと住宅扶助が出ますので減免が基本的に打ち切りになりますので、そういった方々を除きますと実際の減免をされている世帯がこの非課税世帯から生活保護受給世帯抜いた世帯数の大体60%弱ぐらい、57%ぐらいが実際に減免を受けている状況になっておると思います。

◎吉良委員 その実態を課長はどう認識しているんですか。もう少しきちんと減免をしてもらうと、暮らしを支える立場なのかこのまま放置するのかわちなんですか。

◎阿部住宅課長 住宅課としましては放置するということではないと思っております。一方で、やはり減免につきましてはある程度収入の状況に応じて決まってくる分もございまして、収入はないけれども蓄えがあるとか、場合によっては減免の必要性を入居者御本人が感じておられない場合もございまして、そうした方を見きわめていく必要があるだろと思っております。そういった意味では、申請によって減免を決定していくというたてりを変えることは考えていませんが、なお実際に滞納されている方には個別に訪問をしておりますし、その際に明らかに生活に困窮をしているという状況でございすれば減免制度もありますよとお勧めをしますし、なお生活保護の相談をしてはいかがですかとい

う相談も今いたしております。決して待ちの姿勢でなく放置するつもりもないということでございます。

◎吉良委員 条件をしっかりとお知らせすることは、非常に大事なことだと思うんです。相手がどのような状況であれ、こういう制度がありますよと知らせることがまず大事だと思います、選択するのはその本人ですから。でも、知らないことが非常に問題だと思うんです。あの冊子を見ても、減免について本来書くべきところに減免じゃないものを強調するような網がけをしているんです。あの冊子の書き方も問題だし、それから実質6ランクで最後の一番安い家賃だからもうこれ以上は安くならないだろうと誤解なさっている方もいらっしゃると思うんですよ。だから、問題と捉えておるならばあの表示の仕方も少し改善をなさったらどうかと思うんですけれども、話していることわかります、そのページのところ。

◎阿部住宅課長 まず、家賃の減免については申請に基づく前提で運用しておりまして、それが健全に機能するためには吉良委員おっしゃるとおりその制度を知っとるということが大前提でございます。私どもとしましては今、若干御批判もいただきましたが、県営住宅入居のしおりの中で記載しておりますし、配るだけでなく入居の説明会の際には減免分も含めて御説明しております。それから、県営住宅の家賃は御案内のとおり毎年の収入申告に基づきまして毎年決定をしていくということでございます、その収入申告を出してくださいという依頼のお手紙と、家賃を決定しましたという通知の際には減免制度、こういった方々が対象でこれぐらい減免になるのでこういう書類があれば出してくださいという案内のチラシも同封もさせていただいております。それから、先ほど申し上げたように家賃を滞納されている方につきましては個別に訪問をしまして実際家賃の納入をお願いするわけでございますが、その中で困窮しておれば減免制度を再度そこで説明をしてお勧めしていますので、制度の周知につきましてはかなりやっておると認識していますが、なお入居のしおりなどのチラシがわかりにくいという御意見が具体的に入居者の方からあれば、場合によってはそういうことも考えられるのかなと思います。

◎吉良委員 あればじゃなくって、今私が指摘しているの。実際見てわからないと感じたから言っているんです。だから、そこを改善してください、ぜひ。

◎阿部住宅課長 今、委員がおっしゃっておるのは入居者のしおりの9ページの部分でございますか。ここをもう少し強調するようなイメージでしょうか。

◎吉良委員 はい。

◎阿部住宅課長 わかりました。ちょっと下線を引くなど、今も下線を若干引いている場所もございましてけれども、工夫ができるかどうか考えてみます。

◎西森（潮）委員 この東日本大震災をテレビなんかで見て高知県もこれから気をつけんといかんと思ったことは、避難タワー、これあの震災が起きた直後にとりあえず避難タワ

一ということでいっぱいできました。これはいいことですが、できるだけ逃げやすい場所へということで住宅の近くへいっぱい避難タワーができています。ところが、倒壊家屋とかがそれにひっかかって、あれバッテリーとかプロパンとか燃料、ガス、ガソリンとかが車のバッテリーで発火して津波火災という現象が広がったと。避難タワーも住宅のすぐ近くであって、いっぱい人はそこへ逃げ込んだ。火災が起こったらこれ逃げようがありませんよねえ。こういう危険性は余り避難タワーをつくった時点で津波火災は想定してなかったのではないかという気がするので、庁議とかそういうときに部長、問題提起もしてもらって、県民の命を守るという観点から避難タワーは津波火災という点で大丈夫かという問題提起もしてもらったら、あるいは対処策を考えるように言ってもらったらと思うんですが。これはお願いで結構です。

◎三石委員長 ほかにありませんか。

(な し)

◎三石委員長 以上で住宅課を終わります。

〈建築指導課〉

◎三石委員長 次に、建築指導課の説明を求めます。

◎西本建築指導課長 それでは、建築指導課の平成27年度当初予算について御説明をいたします。

議案説明書②当初予算の536ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、当課の歳入予算額は1億2,829万3,000円で、前年度と比較して大幅の増となっております。増額の要因といたしましては、後ほど歳出で御説明いたします建築確認台帳等電子化委託料の財源として国庫補助金を計上したことによるものでございます。

歳入の内訳につきましては、手数料は、建築物確認申請手数料など、そのほか国庫補助金などを計上してございます。

次に、歳出について御説明いたします。

537ページをお願いいたします。

当課の歳出予算は1億8,569万4,000円を計上しており、大幅の増となっております。増額の要因は、建築物建築確認台帳等電子化委託料によるものでございます。

それでは、2目の建築指導費につきまして、右側の説明欄の順に沿って主な内容を説明させていただきます。

右端説明欄の2の建築指導監督費につきましては、建築士及び建築士事務所の指導監督、被災建築物応急危険度判定士の養成及び建築物の安全・安心を図るため建築基準法に基づき行われる建築確認等に係る経費でございます。

538ページをお開きください。

平成27年度の主要事業として、説明欄の上から3行目の耐震改修促進計画改定基礎調査委託料820万2,000円を計上しております。この調査は、先ほど住宅課長から説明がありましたとおり建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、県や市町村が耐震改修促進計画で緊急輸送道路などの避難路を指定することにより沿道の一定の高さの建築物の耐震診断が義務化されることとなりましたので、県が指定を検討する道路について沿道建築物の実態を調査するもので、今年度から実施しているものでございます。今年度は広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路及び県外からの救援ルートのうち2桁国道を調査しており、これに引き続き平成27年度は総合防災拠点と地域の防災拠点のうち市町村の災害対策本部を結ぶ道路及び県外からの救援ルートのうち3桁国道を調査することとしております。

また、説明欄の上から4行目に先ほど御説明しました建築確認台帳等電子化委託料8,541万8,000円を計上しております。これは紙ベースで管理している古い建築確認の情報を電子データ化して一元管理するための委託料でございます。

続きまして、平成26年度2月補正予算について御説明いたします。

説明書④補正予算の295ページをお願いいたします。

歳出につきまして、構造計算適合性判定に係る委託料の減額を計上しております。これは当課が建築確認を行う建築物のうち一定の高さを超える建築物についての判定を構造計算適合性判定機関に委託する経費です。該当物件の申請数が予測を下回るが見込まれますことから減額の補正をすることとしております。

引き続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

296ページをお願いします。

建築指導監督費につきまして、耐震改修促進計画改定基礎調査委託において調査を行う避難路の選定等、市町村との計画調整に日時を要したことにより着工がおくれ、繰り越すものでございます。

条例その他議案2件について御説明いたします。

お手元の参考資料、建築指導課のインデックスの1ページをお願いいたします。

まずは、建築基準法施行条例の改正でございます。

この改正は、平成27年6月1日に改正建築基準法が施行されることに伴い必要になるものでございます。

1点目は、構造計算適合性判定手数料の改定でございます。

構造計算適合性判定とは、建築確認申請において一定の高さを超える建築物の耐震性能などを確認する構造計算の審査において高度な専門知識を有する第三者が行う審査のことです。省略して適判と呼ばれております。法改正によりこの手続が改正されることとなります。

次のフロー図をごらんください。

現在、適判が必要な建築物は、建築確認申請の際、建築主事を経由して適判機関に判定を求める仕組みとなっており、建築主事が支払う判定料に見合う額を建築主から徴収させていただくこととしております。それに対して改正後は建築主が直接、知事が適判を委任した機関に申請することとなり、県が手数料を徴収する必要がなくなります。ただし、委任した全ての機関が業務が実施できなくなった場合には県が適判を行わなければならない、県は建築主から手数料をいただいてその他の適判機関に適判を委託することとなります。委託は法に定めがない事務となり、委託料には消費税が課税されることから、現行の手数料に消費税分を加えた額に改定するものでございます。

次の表1に手数料の一例を示しております。

続きまして、2点目の建築主事による仮使用認定手数料の新設について御説明いたします。

建築確認を受けた建築物は、工事が完了して建築主事から検査済み証の交付を受けるまでは使用できません。しかし、特定行政庁、すなわち高知市内は高知市長、それ以外は知事が安全上支障ないとの認定をした場合には例外的に工事中の建築物の一部を使用できる制度があり、これが仮使用の認定でございます。現在、この認定ができるのは特定行政庁のみですが、法改正により政令に定める基準に適合する場合には建築主事も認定できることとなるため、建築主事が認定する場合の手数料を新設し、県の手数料と同額とするものでございます。

なお、これらの改正の施行日は改正建築基準法が施行される本年6月1日とすることとしております。

続きまして、高知県手数料徴収条例の改正のうち建築指導課に係る部分について御説明をさせていただきます。

次の2ページをお願いいたします。

2点目の項目について御説明いたします。

住宅性能評価とは、住宅の基本的な性能を民間の第三者機関が評価する制度でございます。また、長期優良住宅の認定とは、長寿命で優良な住宅の建築計画等を県が認定する制度でございます。住宅性能評価の評価項目が平成27年4月1日に変更され、表1-1に書いてありますとおり長期優良住宅の認定基準7項目のうちの4項目と一致することとなります。これに伴い重複する項目について長期優良住宅の認定の審査を省略できることとし、住宅性能評価書を活用した場合の減額した認定手数料を新設するものでございます。

表1-2は、新設する手数料の一例を示しております。

続きまして、2点目の項目について御説明させていただきます。

まず、(1)のあわせ申請手数料の改定でございます。

あわせ申請とは、法律の規定により計画の認定を県に申請する場合、認定申請とあわせて建築確認申請を提出することができる制度です。

3 ページの表の 2 - 2 をごらんください。

現行の①と②の 2 つの法律に基づくあわせ申請に係る適判の手数料は建築基準法施行条例で規定している手数料と同額としております。ところが、この場合の適判機関への委託も法に定めがない事務となり委託料が消費税の課税対象となるため、改定する建築基準法施行条例の適判手数料と同様、現行の手数料に消費税分を加えた額に改定するものでございます。手数料の額は先ほど御説明いたしました 1 ページの表と同じでございます。

(2) あわせ申請の対象拡大に伴う手数料の新設でございます。

先ほどの 2 つの法律のほか、あわせ申請が可能とされているこの表の③、④の法律につきましては、現在あわせ申請に対応できるような状態となっております。そのため、申請される方の利便性の向上に資するため、あわせ申請に対応できるよう建築確認申請手数料と適判手数料を新設するものでございます。これらの手数料につきましても先ほど御説明させていただいた額と同額としております。

なお、この改正の施行日は本年 4 月 1 日とすることとしております。

建築指導課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(な し)

◎三石委員長 ないようでしたら終わります。

〈建築課〉

◎三石委員長 次に、建築課の説明を求めます。

◎田中建築課長 それでは、平成27年度の建築課の当初予算の説明をいたします。

議案説明書②当初予算の539ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金の県有施設管理費負担金は、中央小動物管理センターの自家用電気工作物保安管理業務委託に係ります高知市からいただく負担分でございます。

諸収入のうち、県立病院等設計監督受託事業収入は、あき総合病院などの工事管理に伴う事務費の収入でございます。

続きまして、建築課収入は、非常勤職員、臨時職員の労働保険料に係る収入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

次の540ページをお開きいただけますでしょうか。

建築費の説明欄の 2 県有施設管理費のうち、維持修繕費は、出先機関の庁舎など県有施設の維持管理に要する経費でございます。

次の自家用電気工作物保安管理委託料は、県有施設の高圧受電設備などの自家用電気工作物の保安管理業務を委託する経費でございます。

設計等委託料は、先ほど説明いたしました維持修繕費を執行するために行う設計を委託する経費でございます。

3の建築諸費のうち、一級建築士免許取得負担金は、業務上必要となります一級建築士免許の取得を促進するため、一級建築士試験に合格した職員の登録免許税等を県が負担する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

4の営繕諸費のうち、営繕積算システム等作成委託料は、建築工事では設計単価や設計内訳書の作成を電算化しておりまして、このシステムの保守管理や市場単価調査等を委託する経費でございます。

以上で建築課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で建築課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎三石委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎玉石港湾振興課長 それでは、港湾振興課の平成27年度当初予算について御説明をいたします。

議案説明書No.②当初予算の542ページをお願いいたします。

歳入につきましては、諸収入の港湾振興課収入の内訳は、客船受け入れ等業務委託料に係る高知市からの負担金、臨時職員に係る共済費の本人負担分でございます。

次に、歳出予算について御説明させていただきます。

高知新港につきましては、県経済を支える物流交流拠点となるべく、その活性化を目指しまして平成24年度に策定しました高知新港振興プランに基づきさまざまな取り組みを進めているところです。

まず、高知新港の現状について岸壁等整備状況や貨物量、客船寄港数の推移について御説明させていただき、その後、議案書の説明欄に沿って歳出予算を御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、お手元にお配りしております参考資料、港湾振興課のインデックスがついた資料をお開きください。

まず、左上の1、岸壁等の整備状況をごらんください。

高知新港の航空写真とともに左側の囲みに現在の新港を取り巻く状況を4つお示しして

いるところでございます。

まず1つ目がメンバーズ等についてです。高知新港の主な岸壁といたしましては、7-1岸壁から7-4岸壁までの4岸壁がございます。それぞれの岸壁の現在の使途や状況等について御説明いたします。

新港の写真の中央の上のほうでございますが、7-1岸壁はコンテナ岸壁として利用されておりまして、韓国釜山港との間に韓国船社2社がそれぞれ外貿的コンテナ船を週1便就航してございます。また、その南側の7-2の岸壁ですが、石灰石の移出や輸出、石炭やヤシ殻等の積みかえに加えまして客船、自衛艦等の寄港にも御利用いただいております。多目的に利用されており、かなり混雑している状況でございます。続いて、赤線でお示ししていますメンバーズ、7-3岸壁とそれに連続する7-4岸壁の耐震強化岸壁につきましては、7-2岸壁の混雑解消を目的に昨年5月に供用開始したところです。しかし、現在、防波堤が整備中であることから7-2岸壁と比べると波浪の影響を受けやすく荷役継続は困難になることがあり、船会社が利用をちゅうちょする状況にあります。そのため、防波堤の整備を急ぐとともに、その整備状況を見ながら当面の間は関係者との協議を踏まえ安心して利用していただくための判断材料となる波浪の予測データ等の提供や積極的に利用していただくための助成措置などにより利用促進いたします。平成26年の利用状況につきましては、7-3岸壁は石炭の積みかえや米の輸出入に利用されております。また、7-4岸壁につきましては耐震強化岸壁であり、地震発生後には早期の緊急物資や支援部隊等の受け入れが可能になる岸壁でありますので、防災訓練等において官公庁船、あと自衛艦、巡視船、しゅんせつ兼油回収船等に利用されたところがございます。

次が新港を取り巻く状況2つ目の高台の企業用地です。写真の中央のところ、緑で塗ったところがございますが、そこが現在整備中の高台の企業用地でございます。想定されております最大クラスの津波でも浸水しない17メートルの高台整備を行っており、平成27年度末に暫定整備を終え、分譲面積約2.9ヘクタールの第1期分譲を開始する予定となっております。

次に、新港を取り巻く状況3つ目は東第一防波堤についてでございます。東第一防波堤につきましては、東側の端までの整備は赤く塗っているところがございますが、今年度で終了いたしますが、先ほど御説明させていただきました7-3、7-4岸壁の安全かつ安定のためには、青の点線の箇所になります。東第一防波堤の西側200メートル、そして南防波堤の東側300メートルが必要な状況でございます。その中で特に東第一防波堤の200メートルにつきましては早期の完成を目指して国のほうで整備をしていただいているところがございます。

新港を取り巻く現状の最後でございますが、コンテナ船の大型化についてです。昨年末に現在就航しております韓国船社のうちの1社から5年以内にコンテナ船を大型化すると

いう意向が示されており、ハード整備とあわせまして稼働方針に影響があるのではないかと考えてございまして、今後早急に検討を進めていきたいと思っております。

続きまして、参考資料の右上のコンテナ貨物の推移のところをごらんください。

平成21年に釜山航路は現在の週2便にふえたことを契機に貨物量は増加し、さらには荷主等を初めとする関係者の協力や高知新港コンテナ利用促進事業の活用等により、平成26年は過去最高の1万1,445TEUとなっております。平成26年の主な輸出入の貨物といたしましては、輸出では炭酸カルシウムやコンデンサー、原紙など、輸入ではパルプや稲わら、フェロシリコンなどとなっております。また、主な輸出国といたしましては韓国、中国、アメリカ、輸入国といたしましては中国、アメリカ、インドネシアとなっております。ただ一方で、平成24年に策定しました高知新港振興プランでは平成28年に2万TEU達成という目標を掲げてございます。なかなか達成は厳しい状況ですが、コンテナ利用促進事業費補助という助成制度も広報しながら目標に少しでも近づけるように努めていきたいと考えてございます。

続きまして、左下、3、バルク貨物の取扱量の推移でございまして。

バルク貨物につきましては統計の集計に時間を要するため平成25年までのデータとなっております。平成25年は99万フレートトンとなっております。前年と比べて微減していますが、昨年5月に7-3岸壁、7-4岸壁が供用されましたので、この岸壁が安定的に利用されるようになれば7-2岸壁の混雑解消に加えましてこれまで他港を利用していた貨物も利用できるようになり、貨物量の増大につながっていきます。

次に、右下の4の客船寄港数の推移をごらんください。

平成26年は邦船、日本船が8回、外国客船は1回の寄港がございました。現在、政府としてインバウンドに力を入れておりますし、外国客船の船会社も日本に関心を寄せている状況でございまして。そういった流れの中で県としましては、これまで高知に寄港実績のない富裕層がターゲットの小型の外国客船やメンバーズ等の供用に伴い寄港可能となる大型の外国客船、これらを新たに誘致対象に加えまして先月、外国客船の船会社向けのモニターツアーなどを開催したところです。ことしにつきましては既に邦船4回、外国客船3回の寄港が予定されております。外国客船につきましては、高知新港過去最大のクルーズ客船の初寄港が予定されていることに加えて日本に寄港するクルーズ客船の中で過去最大となる船からも現在寄港の打診が来ている状況でございまして。岸壁や観光地の受け入れ体制などを早急に構築する必要がございまして。また、来年以降につきましても続々と今、寄港の打診が来ているところでございまして。一方、ことしの邦船につきましては若干少な目ではございますが、来年度の下半期の予定の公表はこれからですのでもう少しふえるのではないかと考えてございます。

今後の客船誘致につきましては、外国客船及び邦船の船会社や代理店を訪問するほか、

海外の展示会への出展やモニターツアーの開催など寄港誘致に向けて努力してまいります。

それでは、議案説明書②に戻っていただきまして、543ページをお願いいたします。

まず、2 ポートセールス推進事業費ですが、重要港湾 3 港の貨物の増大やクルーズ客船などの船舶の誘致、また港の工業団地への企業誘致など港湾の利用促進を図る取り組みに要する経費でございます。

1 つ飛ばしまして、企業信用調査等委託料は、高知新港、宿毛湾港の誘致対象企業の掘り起こしと経営状況などの調査を信用調査会社に委託するための経費でございます。

次の見本市出展業務委託料は、3 大都市で開催されます展示会へ高知県産業振興センターと合同で出展し、高知新港、宿毛湾港の工業用地を P R するための経費でございます。

次の新聞広告制作委託料は、平成27年度末に分譲を開始予定しております高知新港高台企業用地と平成27年度秋ごろ追加分譲開始予定の宿毛湾港工業流通団地について全国紙に掲載するための広告制作、掲載に係る費用でございます。これらの取り組みにより、高知新港高台企業用地につきましては港湾利用型産業などを中心に、また宿毛湾港工業流通団地につきましては地元の産業と関連の強い業態などを中心に誘致活動を行ってまいります。

その下の客船受入等業務委託料は、岸壁における歓迎行事等 2 つの事業から成り立っております。まず 1 つ目は、客船寄港時における歓迎行事の開催に伴う会場設営など歓迎行事や外国船に対する埠頭保管理業務の実績があり、また指定管理者でもあります高知ファズに委託するための経費でございます。2 つ目ですが、大型外国客船の誘致に当たっては高知新港と高知市内の間に公共交通機関がないことが一つの課題となっております。乗客や乗組員の方々に少しでも市街地に出て買い物や観光などの消費活動をしていただくためのサービスとして新港と市街地とのシャトルバスの運行に要する経費でございます。台数につきましては来年度から充実させまして、1 寄港当たり乗客定員 3,000 名以上の場合は大型バス 8 台を上限に、3,000 人未満の場合は 4 台を上限としております。

1 つ飛ばしまして、海外見本市出展業務負担金は、アメリカのマイヤミで開催されますクルーズ業界世界最大級の展示会に外国客船の誘致のために出展する経費でございます。

その下の宿毛湾港等利用促進事業費補助金は、タグボートが配置されていない宿毛湾港などの利活用を促進するため、宿毛湾港振興協会などが行う客船などの大型船舶の入出港時に使用するタグボートを他の港から回航することに要する経費の一部を地元市とともに補助するものでございます。

その下の高知新港コンテナ利用促進事業費補助金ですが、高知新港を御利用いただいた荷主に対する補助制度であり、新規に御利用いただいた荷主もしくは前年度より増加した荷主に対しまして増加したコンテナ貨物量に応じて 1 荷主当たり 100 万円を上限として補

助するものでございます。制度につきましては、平成25年度より中長距離貨物の助成単価を厚くし中長距離貨物の高知新港利用率を高めるとともに、荷主や商社の事情に精通した通関業者を助成対象に加えることにより集荷を強化しようという考えでやってまいりました。そこから2年たち、中長距離貨物の利用率も高まり、近距離貨物の他港利用も一定量あることから距離別の助成制度を一本化し、四国他港と競争力を持つ助成単価に拡充し、一方で通関事業者への補助につきましては当初の目的を達成したことから廃止することにしたいと考えてございます。

その下の高知新港岸壁利用促進事業費補助金です。先ほど御説明しましたように、高知新港のメンバーズ等の利用促進のために出入港費用の一部を補助するものでございます。

次の544ページをお願いいたします。

地球深部探査船誘致事業費補助金です。独立行政法人海洋研究開発機構、JAMSTECの地球深部探査船「ちきゅう」の高知新港への寄港誘致を高知市と連携して行っております。その寄港に要する経費の一部を高知市とともに補助し、また県民の皆様に対して一般公開するための経費を高知市に負担するものです。「ちきゅう」の高知新港への寄港は平成18年以来9年ぶりの寄港となっており、子供を初めとした多くの県民の皆様へ海底調査や科学調査への興味喚起や港のにぎわい創出に貢献したいと考えてございます。

事務費の内容は、船会社や荷主企業への訪問、企業誘致のための会社訪問、クルーズ客船を誘致するためのモニターツアーなどポートセールス全般にかかわる活動経費や事務経費でございます。

次の3姉妹港交流促進事業費です。高知港は姉妹港関係などによる海外の港とINAPという港同士のネットワークを形成し、毎年いずれかの会員港で会議を開催し、港湾事業や貿易に関する情報交換を行い、会員港間の経済的、文化的なつながりを深めておりますが、その活動に要する経費でございます。平成27年度のINAP会議は韓国の木浦新港で開催されますので、経済ミッション団を韓国へ派遣して県内企業の海外取引の拡大を促進し、高知新港のコンテナ貨物の拡大につながるように取り組んでまいります。

なお、会員港につきましては今年度、韓国の唐津港が加盟し、高知港を含めまして6カ国8港となっております。

次の友好提携港会議出張業務委託料は、INAP会議の事前準備及び本番の開催時に韓国国内で移動する手段である車両を手配する経費でございます。

次の事務費は、INAP会議へ参加する経費や各港との相互訪問や経済交流に要する活動経費や事務経費でございます。

以上で港湾振興課の説明を終わります。御審議のほうよろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 客船が入ったときに、参考にですが、向こうの希望として水と燃料、それから食料も含めてですけど、その港で入れている例はあるんですか。

◎玉石港湾振興課長 詳細にはちょっと把握はしてございませんが、バンカー船と言われます給油船がついておる例ですとか、あと給水船を実際に動かしているところを見ていますので、ケースによってはその港でやっている例はあると思います。

◎中面委員 この間、宿毛湾港に自衛艦が入ってまして、ミサイル艇、いつも来るのは呉からですが、この間たまたま佐世保から来たんですよ。佐世保湾基地のミサイル艇、これとてつもなく3分間にフルスピードやったらドラム缶1本燃料を食うやつで、それで佐伯で水と燃料を補給した上で宿毛湾港に来たというから、いや、宿毛湾港には百何十ミリの水の装置があるはずですがと、燃料は前もって言ってくれば燃料船を手配できるんですがという話をしたんですよ、艇長に。それで、そういう情報が何か前のパンフレットにあったような気がするんですけど、例えば高知、須崎、宿毛、この3港で水と燃料は準備できますというパンフレットはなかったかねえ、前に。

◎玉石港湾振興課長 高知港につきましてはパンフレットはございまして、そういう業者のリストといいますか連絡先等書いているものはございます。須崎と宿毛につきましては、一般の方向けのパンフレットを今つくってないと思います。

◎中面委員 客船のセールスなんかで、会社を回っているでしょ、皆さんが。あのときに持っていく資料は港の概要だけですか。水とか燃料もできますよというのは一切ない、営業に回るときの資料として。

◎玉石港湾振興課長 例えば、客船の中でお客様に出す料理の食材として高知県産品を使ってほしいということでお持ちすることはありますが、水とか燃料のやつは持って行ってなかったと思いますので、これからそういう資料も持って回りたいと思います。

◎黒岩委員 この新港の防波堤の東第一と、それから南の200メートルと300メートルですねえ、国がどういう取り組みをするかによってですけど、大体完成予測の時期はどれぐらい見込んでいるのですか。

◎中城港湾・海岸課長 港湾・海岸課長でございます。

高知新港の残っております東第一防波堤200メートルにつきましては29年度整備していただくように政策提言しております。国の事業計画書には29年度と載っておりますけれど、できるだけ早くという要望をしております。南防波堤、あと300メートル残っておりますが、これについては水深が深いということで、メーター当たり2,500万円から3,000万円ということで多額の時間、事業費がかかるわけですけど、今の事業費予算ベースでいくと35年度近くまでかかりますけれど、それもできるだけ早く整備を、事業化をという政策提言を行っているところでございます。

◎黒岩委員 これが完成した場合にこの静穏度はどれぐらい違うんですか、今と比べて。

◎中城港湾・海岸課長 現況でいいますと92.6%、簡単に言いますと年間25日から30日ぐらい使えない日がある状況でございます。第一防波堤、東第一ができますと95%を超え、かなり静穏度は上がってくるように思っています。南防波堤と東にあります東第二防波堤、これ県が進める事業ですけれど、それを行いますと97.5%と、国が定める整備基準に達することになっております。

◎梶原委員 シャトルバス、大型客船の高知市街地までの。それを拡充されるということですが、利便性を高めるためにも誘致活動にも必要なことだと思いますが、これまでの利用実績、例えば去年であれば9件、そしておととしであれば11件という客船の寄港数ある中でどれだけ利用されたのか、ちょっと近年の実績を教えてください。

◎玉石港湾振興課長 実はこのシャトルバスですけれども、外国客船を対象に運行してございます。今年度につきましては4月の1回でございまして、そのときには県が4台、あとは船会社側が11台、計15台で運行してございます。その計15台のシャトルバスで利用者が1,100人ちょっとという状況でございます。

◎梶原委員 ことしはその1回だけでということですよええ。

◎玉石港湾振興課長 はい。今年度は外国客船この1回だけでしたので、そのときだけでございます。

◎梶原委員 その前年度は。前年度は外国客船自体が4回入っていますけれど、利用はどうですか。

◎玉石港湾振興課長 昨年は4回来てございますが、一般のお客様向けに出したのはそのうち3回でございます。その3回の実績で見ますと、これも船会社が出したシャトルバスとの合計でございますが、回数ではばらつきありまして大体650名から2,000名ほどと、各回で少し数字がばらついてございます。

◎梶原委員 外国船にという理由は何かあるんですか。国内のやつに対しても1,000人という規模を区切らなくて、例えば1台、2台という小回りのきく利便性を高めた上で市街地へ行っていただくのもすごく効果もあると思うんですけれど、その辺についてこれまで検討された経緯とかありますか。

◎玉石港湾振興課長 一つは、この外国客船向けのシャトルバスを制度化した背景には、新しく外国船に来ていただきたいということで一つは誘致戦略ということでございます。もう一つは、先ほど町なかになりに行っていただくという説明をしましたが、一つは新港の渋滞対策ということもございます。日本船の場合はこれまでそれが顕著でなかったのも、それよりも人数の多い外国客船が来た際には必要だろうということで制度化したのが現状でございます。

◎梶原委員 県挙げて産業振興にも観光振興にも取り組んでいる中でそういうことも一翼を担うと思うんですが、今後検討はされないのですか。

◎玉石港湾振興課長 今、委員から御指摘、御意見もいただきましたので、次回の制度の見直しのときには少しそういうことも頭に入れながら制度を検討していきたいと思いません。

◎梶原委員 もう一点だけ。海外見本市出展業務負担金10万円ということで、アメリカのマイアミでされる。この10万円は出展のブースを構えるだけとかどういう形になりますか。

◎玉石港湾振興課長 これは来年度どういう制度に変わるかわかりませんが、今現状の制度をお話ししますと、観光庁が音頭をとって日本の各港湾管理者まとめて出展しませんかというところで、その中に高知県がパネルを出す、それに必要な経費でございます。

◎梶原委員 最後に、I N A Pの関係、年1回のやつと別に姉妹港間同士での行き来に関する事務費とお聞きしたんですけれど、I N A Pの会議以外に姉妹港にこちらの方が行かれたり来られたり、そのことが新港の活性化につながるような事例、ふだんから年に何回とか行き来はしておられるんですか。

◎玉石港湾振興課長 私が来てから昨年度、今年度ですと、こちらから行った事例は青島に1回行っています。それからあと、ほかの中国からもこちらに来た事例がございます。そういうところで、その1回で何かすぐコンテナ貨物がふえるというわけではありませんが、その関係をずっと継続して将来につなげていきたいと考えています。

◎梶原委員 青島なんかは逆にI N A Pでも余り出てこれられないような現状ですけれど、何かそれを引きとめにいったとか、どういうことですか。

◎玉石港湾振興課長 青島に行きましたのは昨年度ですと、まさに昨年度はI N A Pは高知開催ということでお声をかけに行ったところでございます。

◎横山委員 高台の企業用地は27年度末に第1期の分譲開始となっちょうがですが、この工事はスムーズに分譲開始まで進みますか。

◎中城港湾・海岸課長 高台企業用地の整備、本年度着手しまして順調に進んでおります。ことし消化すべき事業規模は、若干、雨が降ったらちょっと長引くということで繰り越しを予算計上させてもらっていますけれど、ほぼ3月末には終わるということです。来年度事業につきましても計画どおり執行して、28年3月には販売できるようにしたいと思っております。

◎横山委員 間違いないよねえ。

◎三石委員長 この件については後で出てきますから。

ほかに。ありませんか。

(な し)

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎三石委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎中城港湾・海岸課長 港湾・海岸課の平成27年度当初予算及び本年度の補正予算について説明させていただきます。

資料2の議案説明書当初予算の545ページをお開きください。

一般会計の歳入につきまして主なものを説明いたします。

7款分担金及び負担金は、港湾と海岸での交付金事業と県単独事業、直轄事業に係る市町村の負担金でございます。

8款使用料及び手数料は、岸壁などの使用料収入で、9款国庫支出金のうち、済いません、546ページの11目土木費補助金は、港湾や海岸の整備に係る国庫補助金や交付金でございます。

547ページをお願いします。

14款諸収入の3目過年度収入は、平成27年度に繰り越しします海岸事業の市町村の負担金などで、15款県債は、港湾、海岸事業の県負担額に充てる起債を計上しております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

549ページをお願いします。

2目港湾費のうち、次のページ、550ページの説明欄の1行目になります港湾施設使用料徴収委託料は、岸壁等の使用料の徴収を民間に委託するもので、高知新港防波堤標識灯等管理委託料は、防波堤に設置しております灯台等の維持管理などに必要な経費を計上しております。

中段の高知港係留施設等管理運営委託料は、高知港での指定管理に係る経費で、国際港湾施設保安管理等委託料は、外国航路の客船や貨物船の入港をします高知港と須崎港で人や車両等の出入り等を監視するものです。

最下段の4の港湾美化対策事業費では、水域や緑地等の清掃を行うとともに、551ページ、5のプレジャーボート対策事業費では、小型船舶の適正な利用に向けた取り組みを推進してまいります。

6の港湾調査費では、施設の長寿命化計画に基づき高知港で定期点検を実施するとともに、高知港ほか3港で港湾での事業継続計画、いわゆるBCPの策定や更新作業を行うこととしております。

7の港湾単独改良費では、高知港で大型外国客船の誘致に向け、先ほどお話もありましたように係船柱の追加設置を行うとともに、宿毛湾ほか1港で小規模な港湾施設の改良等を行うこととしております。

8の港湾維持修繕費には、高知港ほか14港で施設の修繕や航路、泊地のしゅんせつなどに必要な経費を計上しております。

9の港湾整備事業費特別会計貸付金は、起債の償還に当たりまして一般会計から特別会計に貸し付けるもので、最下段の3目港湾建設費の説明欄1の重要港湾改修費では、高知新港で東船だまりの整備を行うこととしております。

552ページをお願いします。

2の地方港湾改修費では、佐喜浜港、奈半利港、下田港で防波堤の整備を行い、3の港湾施設改良費では、高知港ほか5港で岸壁などの補修を、4の港湾環境整備事業費では、高知新港の高台企業用地を活用しまして緑地を整備することとしております。

5の国直轄港湾事業費負担金では、高知、須崎、宿毛湾港、室津港で先ほど質問もありました防波堤の延伸や粘り強い化に関する予算を、県の負担金を計上しております。

関連しますので、ここで本日も載っていましたが、昨日も新聞に載っておりました高知港、浦戸湾での三重防護の検討状況について、本会議での部長答弁と一部重複するところありますけれど、報告させていただきます。

昨年5月の三重防護による対策検討会議の中で、湾口部への可動式防波堤の設置は将来の維持管理費がかさむこと、また最大クラスの津波に対しまして減災効果が劣ることから、よりすぐれた固定式の防波堤案で検討を行うこととして環境への影響についてシミュレーションをするとともに、経済的で効果的な対策について検討を進めてきました。この10日に開催しました対策検討会議では、この固定式防波堤を湾口部と孕地区どちらに設置するのか、もしくは両方に設置するのか検討していただきました。検討結果としましては、湾口部には固定式防波堤設置しますが、河川の流下能力や浦戸湾内の水質、また航行船舶の影響等も考慮しまして、孕地区には防波堤は設置しない方針を確認したところでございます。来年度内には固定式防波堤や海岸堤防の大まかな構造、それと整備の手順などや期間などを取りまとめた整備計画案の策定を急ぐとともに、第1のラインとなる防波堤の粘り強い化、その早期完成と第2、第3のラインとなります防潮堤の整備等、そこら辺の早期事業化に向けて政策提言を継続してまいります。

553ページからが海岸費でございます。農林水産省が所管します耕地や漁港、国交省が所管します河川や港湾の海岸で地震、津波対策や高潮侵食対策事業を進めてまいります。

1目海岸費、553ページから555ページにかけては、水門や高知港にある5つの排水機場などの管理を委託する経費や宿毛市で長期浸水対策を検討するための海岸堤防の耐震調査や設計を行ったものの委託料を計上しております。

555ページをお願いします。

説明欄の上から4行目、津波避難施設等工事請負費は、甲浦港海岸の白浜で避難施設の整備を行うもので、最下段の16海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費では、地震、津波対策としまして陸闌の常時閉鎖等を進めてまいります。

556ページをお願いします。

2目耕地海岸保全費の説明欄1の津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、宿毛湾の大深浦海岸や南国市の十市前浜海岸ほか3つの海岸で水門の改修や堤防の耐震などを行い、2の老朽化対策緊急事業費では、須崎市の浦ノ内にあります坂内海岸で堤防の長寿命化計画を策定することとしております。

3目漁港海岸保全費の説明欄1の高潮対策事業費では、土佐市の宇佐漁港海岸で堤防の耐震補強を継続、2の津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、三津漁港海岸ほか1海岸で堤防の耐震補強等を行います。

557ページ、説明欄5の市町村管理漁港海岸保全事業費は、野見や穴内、春野漁港海岸で市が実施します高潮対策事業等に対する県からの補助金でございます。

4目河川海岸保全費の説明欄1の高潮対策事業費では、十市前浜海岸や伊尾木海岸で海岸堤防の耐震補強などを進めるとともに野根や岸本海岸では離岸堤の整備を、2の侵食対策事業費では、安芸市の西浜海岸や室戸市の岩戸海岸で離岸堤の整備や堤防補強を行うこととしております。

6の国直轄河川海岸事業費負担金は、国が行います耕地海岸での堤防の耐震補強や侵食対策として国がしています突堤整備に係る県の負担金です。

558ページをお願いします。

5目港湾海岸保全費、説明欄1の高潮対策事業費では、高知港の若松町地区のほか須崎港と奈半利港で堤防の耐震補強や陸閘の改良工事を、2の津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、下ノ加江港海岸で堤防の耐震補強を行うこととしています。

559ページから561ページにかけましては、27年度に災害が発生した場合に対応するための経費を計上させていただいています。

次に、港湾整備事業特別会計について説明させていただきます。

飛びますが、824ページをお願いします。

まず、歳入の1目使用料は、野積み場などの港湾用地や荷役機械等の使用料収入で、2目財産収入は、上屋等からの貸付収入です。

3目諸収入は、港湾用地や荷役機械を整備した際に借り入れた起債を償還するための一般会計からの借入金、4目県債は、高知新港の高台企業用地の整備や起債の充足等の償還に係る借入金でございます。

825ページからの歳出、1目港湾整備事業費、説明欄1の港湾施設維持費は、高知港にある上屋や倉庫などの修繕に要する経費を計上し、2の高知新港管理運営費には、特別会計で整備しました施設の指定管理に係る経費のほか、高知新港のガントリークレーンやシップロダー、それらの点検、修繕に要する経費を計上しております。

826ページをお願いします。

説明欄3の地方債元利償還金は、埠頭用地や荷役機械の整備に係る起債の償還金です。

2目臨海土地造成事業費の説明欄1の高知新港臨海土地造成事業費は、高台企業用地を造成するための経費でございます。

以上で平成27年度の当初予算についての説明を終わります。

続きまして、26年度一般会計補正予算について御説明いたします。

資料4議案説明書補正予算の297ページをお開きください。

歳入につきましては、国の経済対策の補正や内示差額に関するもので、内容は先ほど説明しました当初予算と同様ですので説明を省略させていただきます。

補正額につきましては、歳出予算に連動しまして負担金や国庫補助金、県債の増減により合計5億4,421万円余の増額となっております。

299ページをお願いします。

歳出につきましては、説明欄の主なものを説明させていただきます。

2目港湾費の説明欄1の港湾整備事業特別会計貸付金は、起債を繰上償還するために一般会計から貸し付けを行うもので、3目港湾建設費の説明欄1の重要港湾改修費から4の長寿命化計画策定事業費までは、内示差額や平成25年度補正等の調整などによる増額と減額、5の国直轄港湾事業費負担金には、須崎港で国がする防波堤の粘り強い化に関する内示差額を計上し、減災対策を進めることといたしております。

ここからが海岸費でございます。8項海岸費、最下段の2目耕地海岸保全費では、国の2月補正を受けまして宿毛市の大深浦海岸や須崎市の浦ノ内の坂内海岸、そこで堤防の補強や水門の整備などを行うこととしております。

301ページ、3目の漁港海岸保全費と最下段、4目河川海岸保全費は、主に内示差による減額で、302ページの説明欄5の国直轄河川海岸事業費負担金は、2月補正を受けまして先ほど説明しました国が進める耕地海岸戸原工区での突堤整備に係る負担金を計上しております。

下段、5目港湾海岸保全費の説明欄1の高潮対策事業費では、高知港海岸や奈半利港海岸で海岸堤防の整備を促進します。

303ページから304ページにかけての災害復旧費は、県管理の漁港海岸で災害がなかったことなどから減額となっております。

次に、繰越明許費について説明させていただきます。

306ページをお願いします。

まず、追加、2目耕地海岸保全費は、先ほど説明しました国の補正対応によるもので、3目漁港海岸保全費は、須崎市が実施します野見漁港海岸で漁港利用者との調整に日時を要したことに繰り越しをお願いするものです。

2目耕地災害復旧費は、浦ノ内の福良海岸での災害に関するもので、査定の決定を受けまして来年度の台風の時期までには完成できるよう取り組んでまいります。

307ページが変更でございます。

3目の港湾建設費の地方港湾改修費は、国からの補正や下田港で国の進める四万十川再生事業とのヤード調整に日時を要したことなどにより繰り越しをお願いするものです。

4目河川海岸保全費は、十市前浜海岸で仮設道の設置に際しまして地権者調整に日時を要したことによるもので、5目港湾海岸保全費は、高知港海岸や奈半利港海岸で港湾利用者との仮設道に関する工程調整に日時を要したことから繰り越しをお願いするものです。

308ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

高知港の指定管理に関するものでございまして、高知港係留施設等管理運営委託料の積算に当たりまして損害賠償保険料と印紙の消費税の取り扱いに錯誤がありまして正しい額に是正させていただくものでございまして、少額ですが、14万円の増額をお願いするものです。

最後に、港湾整備事業特別会計について説明します。

413ページの歳入と414ページの歳出は、先ほど一般会計で説明した重要港湾3港での港湾用地や荷役への整備に係る起債の利息軽減を図るために一般会計からの繰入金などを活用して繰上償還を行うものです。

415ページが繰越明許費でございます。

2目臨海土地造成事業費では、高知新港で高台企業用地を整備するに当たり工事中に発生する粉じん等について港湾利用者との調整に日時を要したことから繰り越しをお願いするものです。これにつきましては、先ほど横山委員から質問がありましたが、降雨等の心配もあり、3月、若干工事がおくれるということで繰り越しを計上しておりますが、ほぼ年度内には完成するという予定で進めております。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎横山委員 高台移転で盛り土は工業用地ですのでやっぱり時間がかかるかなという思いですが、この資料の中においては27年度末に第1期分譲開始予定となっております。今はこれでいけるという話でええがですね。

◎中城港湾・海岸課長 はい。

◎横山委員 それで、大事なことはこの分譲用地をいかに売るかということですが、この高台とか宿毛港湾の分譲という中で予算づけをしちょうと。この162万円の内容は新聞広告等だけですか。

◎玉石港湾振興課長 ここで計上させていただいていますのは新聞広告のデザインとかも含めた掲載料だけでございます。

◎横山委員 162万円ぐらいで分譲用地が売れるかなという思いがあるのですが、新聞広

告等でこれだけの予算ですか、売るための手だてとして162万円ぐらいでいいのか悪いのか、そこらあたりどういう認識を持っています。

◎玉石港湾振興課長 高知新港の高台企業用地にしても宿毛湾港についてもなかなか一筋縄ではいかないと思っております。今ここで予算として項目で出させていただいたのは新聞の掲載料だけですけれど、それ以外の企業誘致全体でほかの費目等々は、例えば信用調査会社に委託をして企業を発掘する予算も計上しているところでございます。具体的に申しますと、予算書②の当初予算でいきますと543ページで企業信用調査等委託料、あとは企業訪問するための事務費等も計上させていただいているところでございます。これらの予算を駆使して、特に両方とも新規に分譲する土地ということで精力的に企業を訪問していきたいと思っております。

◎横山委員 商工労働部になるかもわかりませんが、企業誘致っていうのは非常に厳しい。今回、国が地方創生で企業が地方に中枢機能を移転する、そこらあたりの取り組みはこれから進んでくると思う。それが地方創生の目玉ですので、そのことによって地方が人口をふやすこととなりますので、都会での高知県のアピール力でこの土地の売買に関して十分やられていると思うものの土地が特に港湾の場合、残っていくことは心配されますので、そこらあたり積極的にいろんな媒体を活用して土地を売っていただき、そして工場に来ていただき、そこへ従業員がふえ、高知県の経済の活性化につながるという図式になれば大変素晴らしいと思いますので、今回、27年度末で分譲開始ということですので、ぜひ一気に全国の企業の皆さんにある程度知っていただくことも必要だと思いますので、そこらあたり取り組みをお願いしたいと思います。

◎玉石港湾振興課長 予算の説明で少し抜かっておったんですが、例えばほかにも見本市出展業務委託料とかを構えてございまして、これは3大都市圏でそれぞれ開催する予定でございまして。地方創生の話もございましたが、そういう国の動きもウオッチしながらやっていきたいと思っておりますし、企業立地課のほうにも、知事がトップセールスされている企業立地セミナーもございまして、そこに一緒に参加していますので、県庁全体でお互いに連携しながら全国の企業を対象にセールスをしていきたいと思っております。

◎横山委員 それでいうたら、港湾整備課長にお願いしたいんですが、土佐清水市、南海地震に対しては当然陸からの応援は非常に時間がかかりますので港を利用することになると思うんですが、足摺港の耐震整備はこれからと思いますが、この港については漁港の関係で耐震バースをつくっていただく形で進められているところですが、足摺港が一番のメインになるのではないかと、南海地震の対応として。だから、そのための準備を整えておくこともこれから大切じゃなからうかと思うんですが、そこらあたりの計画はありませんか。

◎中城港湾・海岸課長 土佐清水市での防災拠点港を決定する際に足摺港と清水漁港の小

江地区を比較したことがあります。その時点ではやっぱり足摺港から市街地に向かう県道321号線が過去から山崩れがかなり多かったものですから、地震時に崩壊も危惧されると。逆に、清水漁港、小江地区につきましては市街地に近いこともありまして、そこを防災拠点港に位置づけまして耐震岸壁と防波堤の粘り強い化を今進めておるところです。ただ、以前から土佐清水の商工会とかの要望もありましてことしちょっと検討いたしましたけれど、清水漁港の小江地区だけでなく足摺港に荷揚げができればリスク分散につながると、清水港の小江地区がだめだとしても足摺港を使えることもあります。そのことともう一点、足摺港は非常に強固な岩盤上に捨て石を入れまして岸壁がつくられています。地震と津波に対してもやはり強い構造であることは想定されますので、来年度耐震調査をかけていきたいと思っております。ことしから若干入れるものはP S 検証試験とかいろんな試験がありますので、経費的に安い調査についてはもう既に準備をしておるところでございます。

◎横山委員 小江港は地震、津波で倒壊したものがあそこへ流れてきて港いっぱいになると思うがですよ。その点、足摺港は上流側のものが流れにくい地形になっているんじゃないかと思っておりますので、足摺港の重要性はこれから高まると思います。それで、今後また県下のいろいろなあろうと思うのですが、そこらあたりの対応をよろしく願います。

◎森田委員 この556ページの漁港海岸高潮対策4億7,000万円、ここの中に宇佐漁港の堤防、道路補強が入っていますか。課長のさっきの説明、それも含めたような話でしたが。

◎中城港湾・海岸課長 漁港海岸高潮対策事業費については、高潮対策事業は宇佐が100%でやっております。

◎森田委員 宇佐が5,000人ぐらいおるわけよ、あの道路堤防で守るところが。新居堤防が直轄で非常にスピード速かったし、46億円ぐらいでしたか、高いお金で。それから、県管理部門がちょこっとあって、6億6,000万円ですか、五十数億円。その隣の文庫鼻のほうの仁ノ海岸、あそこが39億円だとかという。今はこっちの長浜海岸で工事がどんどん進みゆう。直轄の進捗ペースは宇佐の人も見よって、我々のところは一体いつごろどれぐらいの事業計画で動くんやろかと、新居とか春野はでき上がったねえという話を聞きますが、直轄のお金のつき方とかスピード感からいうと全然違うんですが、今年度から自主防災会、あるいは地区会におろして堤防高さなんかは地区で決めてくださいよという話で動き出しているのはわかっていますけれど、大体事業計画はどんなに想定されておりますか。

◎中城港湾・海岸課長 直轄の新居工区に隣接します萩の茶屋までの県工事区間につきましては、25年度工事に着手しまして来年度完成予定です。それとあわせて、来年度からは宇佐地区、また竜、井尻、そこら辺の工事に入りたいと考えています。予算的には2工区は直轄工事に隣接しておったものですから全国防災対策費をいただけたので順次進

みました。ただ、宇佐地区については全国防災対策費の対象期間でないので、予算が昨年まで5億円、6億円あったのが4億7,000万円まで落ちてきていますけれど、宇佐については5,000人も住まわれているということもありまして水産庁もかなり努力して予算、格段の配慮をしていただいております。ことし、2月、3月で宇佐、竜、井尻地区の実施設計に入っております、それを受けてやっぱり堤防の整備高とかいろいろ議論もありましたので、工事着手する環境、地域調整が整ったところから工事に入っていきたいと考えております。全体事業費としては、今の本当に概算ですけど、60億円という数字を出していますのでかなりの年月はかかると思っています。

◎森田委員 60億円ぐらいで10年ぐらいかかるんでしょうか。宇佐の人からすると非常に狭い貧弱な道路と堤防が一緒になったあの区間の履行、これ産業道路、観光道路あるいは生活道路で、履行期間が非常に長くなるし、だけれど事業テンポからいうと県工事やとそれが精いっぱいかなという思いもしながら、宇佐の5,000人の人が新居はでき上がった、春野はできゆうと、あのスピード感からいうと津波がいつ来るかわからんという中で早いことを望む、堤防工事を進めてもらいたいと、こんな声を随分聞きますので、今後の事業計画なんかも宇佐の関係者、住民へどんどんおろしながら、市役所ベース、あるいは、自主防災会の人なんかでは知った人がおるかもわからんけれど、事業計画は約束されるもんじゃないかもわからんけれど、命にかかわる部分で避難場所、避難タワー、避難路、宇佐の人、市役所も一生懸命やりゆうけれど、堤防がよその地区では随分進みゆうのの一体どうなるろう、いつごろになるろう、どこをどう防御してくれるんやろうと聞かれる立場ですので、ぜひ安全・安心を届ける県の事業として、今後の事業計画なんかも住民におろしながら、予算のことで、約束できん部分はあるけれども、青写真というのやっぱり県としても言ってあげてほしいなど、よそのスピードを見えていますんで。

あと道路ですよねえ、事業分担金が県道も配分されるんで。そこの県道部分と一緒にきちっと、県道の裏に大きい避難路ができましたけれど、あんなことも含めてほかの予算関連と一緒に計画どおり進むのかどうか、ほかの課も一緒に動いていかんといかん部分があるんで。そこら辺も心配するわけですけど、ほかの予算のつき方に配慮というか影響されるようなことはないですか、この海岸計画は。

◎中城港湾・海岸課長 先ほど60億円というお話しさせてもらいましたけれど、これから宇佐、竜、井尻、詳細設計にかかって、どういう事業費が乗るかはちょっと今わからん状況です。ただ、今回の宇佐地区で事業を進めるに当たりましては、土佐市市長を先頭に副市長、担当課長、物すごく頑張ってくれまして、設計津波の中でどの水位で整備するか、どの堤防高で整備するかすごく頑張ってくれました。そこら辺でも地元協議にはかなり入っていただきましたし、土木事務所も協力したところです。今後も引き続いて地元の竜、井尻、宇佐地区、丁寧な説明会を開いてまいります。

もう一つ、道路の背後に空石積みの区間があるんだと、そこら辺の対策も必要やけれど、その予算に海岸事業が引っ張るんじゃないかというお話だと思いますけれど、それは全くございません。海岸事業は海岸事業で全面的津波をとめる対策を進めてまいります。

◎森田委員　そういうことで、今年度一年間、県の働きかけで市が本気になって、市長、副市長、担当課長含めて地元の自主防災会あるいは地区会で堤防の高さ計画についてはきちっと住民参加のもとで決めたと、時間かかったけれど、ことし一年皆さんがすっと入る高さを決めたことで入り口部分きれいに整理ができましたんで、高さが決まったら予算配分ペースで物が動いていくことですので9年、10年まだかかるんかなと心配もしていますが、ぜひとも堤防のすぐ裏に5,000人が住んでますんで、計画の順調な進捗を期待していますんで、頑張ってください。

◎三石委員長　構いませんか、終わって。

(異議なし)

◎三石委員長　それでは、質疑を終わります。

以上で港湾・海岸課を終わります。

これで土木部の議案を終わります。

ここで休憩といたします。

再開は午後1時10分ということにいたします。

(昼食のため休憩 12時11分～13時9分)

◎三石委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《報告事項》

◎三石委員長　続いて土木部から3件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

まず、高知県建設業活性化プランの改訂等について、建設管理課の説明を求めます。

◎今西建設管理課長　建設管理課からの報告事項でございます。

委員会報告事項の建設管理課の赤のインデックスをお開きください。

まず、建設業活性化プラン等についてでございます。

昨年2月に策定いたしました高知県建設業活性化プランをバージョン2として改定を行うものです。新年度の建設業者説明会や、あるいは建設業協会の各支部の総会などを皮切りに説明を行う予定といたしております。

2ページをおあけいただきたいと思います。

全体のプランの取り組み概要で、左側が26年度の取り組みの状況、右側が27年度の取り組みの項目でございます。

主な取り組みにつきまして説明をさせていただきます。

まず、左側をごらんいただきたいと思います。

一番上、1の入札不調、不落への対応でございます。

25年秋から急増いたしました不調、不落への対応として、応札しやすい環境づくりといった観点から取り組みを進めてまいりました。

まず、業界からも強い要望を受けております①の工事の平準化でございます。26年度は繰越制度を柔軟に活用させていただき、9月と12月で過去3カ年平均の約1.7倍、146億円を計上させていただき、年度末の工事量をできるだけ新年度に分散できるようにしたところでございます。また、次のところとしてありますが、中小企業者向けの平準化といたしまして27年度の県単事業の一部を年度内に発注できる、いわゆるゼロ県債を約20年ぶりに導入をいたしました。

次に、2の県内建設業活性化への支援でございます。

まず、1の建設業者向けの研修では、工程管理などの施工力向上研修を昨年9月に県下5ブロックで行いました。また、工科大あるいは四国地方整備局にも協力いただき新技術研修なども行わせていただきました。さらに、今後のインフラの維持管理系業務が多くなることを踏まえまして、県建設技術公社と連携して維持管理エキスパートの初級レベルの研修を開始したところでございます。

次に、その下の②建設業広報推進事業費補助金でございます。建設業協会が行うマスコットキャラクター、まもるくんを使ったテレビCM、あるいは11月には高知市中央公園でこうち防災フェスタの開催を支援し、約4,000名の方々に御来場いただいたところでございます。特に防災フェスタの来場者のアンケートでは、87%の方が建設業への理解が深まったといった回答もいただいております。引き続き、建設業の地域防災力としての重要性、さらには地図に残る仕事としてのやりがい、そういったものを業界と連携して県民の方々に知っていただく努力を今後も重ねてまいりたいと考えております。

次に、その下の③になります。建設業支援アドバイザー制度でございます。現在、6建設業者の方が活用中です。アドバイザーの方が直接各業者を訪問し、受注確保や、あるいは工事成績の向上といった個別的な指導・助言を行っているところでございます。費用につきましては土木部の予算で対応をいたしております。

そのさらに一番下でございます。6、建設業活性化支援窓口の設置でございます。昨年4月にスタートし、個々の建設業者の技術開発あるいは経営改善などこれまでに20件余りの相談を受け、相談事案によって個別支援アドバイザーなどにもつなげているところでございます。

その下の3、コンプライアンスの確立に向けてでございます。

建設業者や県、市町村を対象としたコンプライアンス研修を県下各地で開催をいたしま

した。参加者は建設業者関係で昨年並み、これまでと同様の1,077社、県、市町村関係では県職員の研修の対象者の範囲をこれまでの建設工事だけでなく物品購入まで拡大したことから、これまでの4割増の1,332名の参加がありました。

次に、右側の27年度の取り組みでございます。

一番上の公共工事の品質と担い手の確保でございます。

昨年の公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が改正され、予定価格の適正な設定、計画的な発注、あるいは適切な工期設定などが発注者の責務として明確化されました。

それも踏まえまして、まずは1の工事の平準化へのさらなる取り組みを進めてまいります。26年度に引き続きまして県事業では取り組みを拡大していきたいと考えておりますが、特に来年度は市町村に対しましても3の発注業務の適正化の促進とあわせまして工事の平準化も強く働きかけてまいりたいと考えております。

その下の2でございます。県内建設業の活性化への支援です。

資料の中の特に赤字は27年度から行う新たな取り組みでございます。

まず、(1)の技術開発の支援では、新たに③でございますが、やる気のある建設業者の勉強会等の立ち上げを支援して、できれば各地区で組織の立ち上げを仕掛けてまいりたいと考えております。また、そういった組織ができれば、この活性化プランに加え産業振興センターや、あるいは商工の予算なども活用して支援がしやすくなると考えております。

次に、(2)施工力向上の支援では、特に④の維持管理エキスパートの研修では、昨年の初級に加えまして新たに中級レベルも設けてまいりたいと考えております。

次に、(3)人材確保の促進では、①として活性化事業費補助金を活用して業界団体が行う移住促進あるいはインターンシップ等の強化等の経費を支援してまいりたいと考えております。

また、②として県下各ブロックで建設労働者の雇用改善に向けた研修会を開催し、特に若者の入職者の定着率が高くなるような職場づくり、そういった研修等を支援してまいりたいと考えております。

その下の3、コンプライアンスの確立に向けてでございます。

これまで談合防止対策を重点的に行ってまいりましたが、27年度は先般の高知海岸工事での恐喝未遂事件を踏まえ、不当要求への対応も盛り込んでいく予定でございます。

なお、3ページから5ページにつきましては取り組みの詳細でございます。説明を省略させていただきたいと思っております。

以上が建設業活性化プランについての説明でございます。

次に、公共工事における不当要求への対応について御報告をさせていただきたいと思

ます。

資料の6ページをお願いいたします。

1の経過といたしまして、今回の不当要求への対応のきっかけとなりました建設業者への恐喝未遂事件、そして国と県が行った関係発注工事に対する措置の概要を記載しております。

まず、上のほうから①といたしまして、本年1月21日に県警が土木作業員と建設会社社長を恐喝未遂の疑いで逮捕いたしました。容疑の内容は、国土交通省発注の高知海岸堤防改良工事に関し受注業者に対して漁業補償や、あるいは地元対策費の名目で暴力団の存在をほのめかして金を要求したというものでした。

2として、2月11日に高知地検が土木作業員を起訴、建設会社社長は処分保留として釈放しておりましたが、けさの新聞では3月3日付で建設会社社長を嫌疑不十分として不起訴処分にしたとの報道がございました。しかしながら、この建設会社は県警から暴力団と不適切な関係を有しているとして公共事業等からの排除要請を受けております。国や県の入札参加資格は持っておりませんので工事の元請となることはできませんが、下請として幾つかの工事に関係しておりました。

そのため、3といたしまして、2月16日に国の地方整備局が被疑者の当該建設会社と下請契約をしている元請業者に対して下請契約を解除するよう通知をしたところでございます。

さらに、4として、2月18日に高知県も土木部発注工事で当該建設会社と下請契約をしている元請業者2社に対して下請契約を解除するよう要請を行いました。資料にはございませんが、2月下旬にはその2社を呼んで下請契約の状況やその経緯を確認いたしました。元請2社とも暴力団関係者との認識がないままに通常の営業活動の中で下請契約を行い、いずれの下請工事も既に終了をいたしております。また、そのことにつきましても確認をしたところでございます。

次に、2の不当要求への対応の強化としてでございます。

まず、(1)の高知県土木部では、まず①として相談窓口を設置いたしました。具体的には、各土木事務所に不当要求に係る相談窓口を設け、暴力団関係からの要求に限らず建設業者が不当要求と判断したものについての相談の対象といたしております。そして、相談があった場合には直ちに本庁に連絡することとしたことや各土木事務所から連絡を受けた事業主管課あるいは建設管理課は土木部長に報告するとともに、関係部局、特に県警としっかりと連携して対応できるようその体制を明確にしたところでございます。

②として適正な対応方法の周知といたしまして、これまで独占禁止法を中心に取り組んできたコンプライアンス研修、あるいは年度当初に予定いたしております建設業者を対象とした説明会などにおきまして不当要求への対応の周知を行い、業界全体に不当要求排除

の意識の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、(2)でございます。高知県建設業協会におきましても、協会内に会員、非会員を問わず利用できる相談窓口を設置しており、県警や県などの関係機関と連携して対処するとお伺いしております。

以上のような取り組みによりまして受注者からの情報を発注者が受けとめ、関係機関、特に県警本部の協力もいただきながら暴力団に限らず公共工事から不当要求を排除し、安心して円滑に工事を行うことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上が公共工事における不当要求への対応についてでございます。

次に、7ページをおあげいただきたいと思っております。

平成27年度の入札・契約制度の改正について簡単に報告をさせていただきます。

左項目の1の工事費内訳書の提出の拡大と2の施工体制台帳の作成、提出義務の拡大につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、いわゆる入契法の改正に伴って対象範囲が拡大したことにより改正をするものでございます。

その下の3、予定価格の事後公表範囲の拡大につきましても、入契法に基づく入札・契約の指針では見積能力のないいわゆる不適格業者の排除といった観点から入札は原則事後公表ということになっております。そうしたことから、今回、事後公表の範囲の拡大を行うことといたしました。

次に、右側の項目でございます。

社会保険等未加入対策の実施でございます。

建設業の人材確保を図っていくには雇用環境の充実が必要だと考えております。そのため、27年度の県の入札参加資格から社会保険の加入を義務づけいたしました。これによりましてまずは、県発注工事の元請は全社が社会保険加入者となります。さらに、今回、下請業者の社会保険加入促進については、国と同様に土木工事では1次下請契約の総額が3,000万円以上の工事について1次下請業者の社会保険を義務づけしてまいります。しかしながらただ、小規模な業者等も多いことから半年間の周知期間を置いて、この実施については10月から実施する予定でございます。

次に、その下の5、総合評価方式の評価基準の変更についてでございます。

特に①の優良工事表彰は、その有無が入札へ大きく影響を与えているといった建設業者からのお声もあることから、これまでの知事賞または優良賞に加え新たに所長賞を設け、建設業者の方々にできるだけ広く表彰を受ける機会をふやしていこうというものでございます。

なお、その下の6と7につきましては今年度に引き続いてですので説明を省略させていただきます。

以上で27年度入札・契約制度の改正についてでございます。

最後に、8ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度建設工事入札参加資格者についてでございます。

1の表が県内建設工事ランク別事業者数でございます。平成27年度の土木一式工事あるいは建築一式工事ほかその他専門工事を含めまして、全部で28業種のランクごとの事業者数を取りまとめております。

その中で、左上の土木一式工事をごらんいただければと思います。

特に、A等級業者が26年度の14社から27年度は24社に10社増加いたしております。ほぼ平年ベースに落ちついたところでございます。これは主に平成26年度がさきの独禁法違反事案によりまして入札参加資格審査の地域点数が大きく減点されたことなどから一時的に大きく減少したものでございます。また、今回、A等級業者の増加に加えB等級業者も5社増加いたしております。公共事業の増加なども影響しているのではないかと考えております。また、CとDについてはそれぞれ減少しておりますが、建設業者の参加資格の未申請あるいは廃業などが要因でないかと考えております。

入札参加資格者の27年度の実業者数は、右下に書いております1,395社でございます。

下の表が土木一式工事における事業者数の推移でございます。

9ページをおあけいただきたいと思います。

上段に平成27年度建設工事ランク基準表でございます。例えば、土木一式はA等級が1,200点以上、以下、B、C、Dでこれまでと同じ基準でございます。

下段が発注標準でございます。例えば、土木一式工事ではA等級業者への発注標準額は7,500万円以上の建設工事といった内容でございます。これも特に今年度と変更はございません。また、各土木事務所ではこの発注標準を参考に実際の入札等を行っているものでございます。

以上で建設管理課からの報告を終了させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、海砂利採取土場の調査結果について、用地対策課の説明を求めます。

◎北用地対策課長 用地対策課でございます。

用地対策課より海砂利採取土場の調査結果について御報告をさせていただきます。

土木部の報告事項、用地対策課インデックスの最初に2ページをお開きいただけますでしょうか。

調査結果について御説明する前に、現在の海砂利採取の状況について簡単に御説明いたします。

位置図にありますとおり、現在の採取土場は土佐市の宇都賀山沖から土佐清水市の布崎沖までの7カ所となっております。今回の調査対象は赤く表示してございます①から⑤までの5土場でございます。

年間の採取量は、平成25年度では約35万立方メートルとなっております、本年度もほぼ同様になるものと見込んでおります。最も多かったときからいいますと約6分の1となっており、内容を見てみますと土佐市の宇都賀山沖、須崎市のツヅラ崎沖、1つ飛ばしまして中土佐町の加江崎沖の3つの土場で合わせまして全体の採取量の約4分の3となっております。

3ページをごらんいただけますでしょうか。

現在、採取の認可を受けております業者は7業者でございまして、採取船は6艘ございます。採取方法につきましては、左下に写真が出ております海底から砂等を吸い込んで採取するポンプによるものと右下にございます一回一回海底からとって船に上げるガットによるものの2つの採取方法がございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

まず、1の調査目的でございます。

今回の調査の目的は2つございまして、土場の賦存量と品質の確認、それと海砂利採取技術基準の検証、海砂利採取による海岸侵食の影響でございます。

四角の囲みの中をごらんいただけますでしょうか。

この4項目がこの海砂利採取技術基準によります採取認可の条件でございまして、このうち今回の調査結果に特に関係するものとしては4項目めの掘削規模が4,000平方メートル以内であることという項目でございます。これは岸沖方向の掘削断面の断面積、縦の面積でございまして、4,000平方メートル以内になるように採取を行うことを定めたものでございますが、後でまた御説明をさせていただきます。

次に、2、調査内容の(3)調査方法につきましては、土場の賦存量と技術基準の検証につきましては深浅測量というものを行っております。また、品質調査は宇都賀山沖土場と加江崎沖土場の海底から実際に砂のサンプルをとりましてその砂の大きさや密度などコンクリート用材として適当かどうかを調査しております。

ここで深浅測量について御説明させていただきます。

4ページをごらんいただけますでしょうか。

この図は深浅測量によって作成しました土佐市の宇都賀山沖土場の断面図でございまして、右上に四角で囲んでございます中の赤い五角形が宇都賀山沖土場の平面図でございまして、左側が陸地、土佐市となっております。それから、右側は海で太平洋でございまして、①から⑤まで赤い線がございまして、これを測線といい、この測線上を測量船が移動しまして海底に音波を出して海底地形の断面を明らかにしたものが以下の①から⑤までの

断面図でございます。このような方法でほかの4つの土場でも同様の断面図を作成しております。この断面図の中で、赤い曲線が今回調査した線で、それぞれの断面においてその赤い線の形で掘削、砂利が採取されているということになります。青い線は平成14年度に調査したときの線でございます。また①と②にはございませんが、③、④、⑤にある黒い線は平成4年度に最初に調査したときの線でございます。

なお、前回までの調査では陸上からの目視等により調査船を誘導して調査しておりましたが、今回は調査船自体にGPSを搭載しましてそれぞれの地点を確認しながら実施をしております。

1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

次に、3、調査結果の概要でございます。

まず、賦存量につきましては、宇都賀山沖は現在の採取状況が継続しますと残りあと5年程度でございますが、その他の4つの土場につきましてはいずれも30年以上の賦存量があることが確認されました。また、宇都賀山沖と加江崎沖の両土場ではともに未採取と思われる区域があり、品質についても生コン骨材としては不適な区域、あるいは生コン業者から求められている砂がほとんどない区域があることがわかりました。

次に、同じく3、調査結果の概要の(2)のイ、土場の採取跡の一部が海砂利採取技術基準に定める掘削規模4,000平方メートルを超過について御説明いたします。

4 ページをごらんいただけますでしょうか。

この図面の断面図の右側の④と⑤の赤い線で囲まれた断面積が海砂利採取技術基準の4,000平方メートルを超えておることがわかりました。また、ツヅラ崎沖で2カ所、加江崎沖で1カ所、同様の箇所がございました。このことについては再度詳細を御説明させていただきます。

再び1 ページへお戻りいただけますでしょうか。

次に、調査結果の評価でございます。

まず、(1)ですが、宇都賀山沖土場の賦存量が約5年と見込まれることから、今後採取の実態がどうなっていくのか注視していく必要があると考えています。

また、次の(2)でございますが、今回の調査の結果や、また毎年定期的に測量しております土佐市の五色の浜の海岸に大きな変化が見られないことなどにより周辺海岸への砂利採取の明瞭な影響は認められないと判断できることから、現時点では海砂利採取技術基準は妥当なものと判断できるといたしました。

なお、今回の調査の方法や結果、評価の分析につきましては徳島大学大学院で海洋工学が専門の中野晋先生に御助言をいただき、また実際に現地も見ていただいております。

最後に、調査結果を踏まえた今後の対応です。

まず1つ目は、今後もこの基準をしっかり守っていく必要があると考えております。

対応の2つ目といたしましては、海砂利採取技術基準の検証等を行っていくため、今回と同様の調査を3年ごと定期的に行いたいと考えております。

その次の3番目と4番目は、先ほど掘削断面4,000平方メートルを超えていることへの対応でございます。

今回、一部でございますが、基準を超えているところがございましたので、今後は4,000平方メートルを超えた部分での採取は認めないこととし、採取区域の縮小を行うこととしました。

5ページをごらんいただけますでしょうか。

掘削断面の一部が4,000平方メートルを超えていた3つの土場の区域図をお示ししておりますが、この中でそれぞれ赤い線で囲んだ区域が今までの採取区域でございまして、赤く塗っている部分が新たな採取区域となります。具体的には、それぞれの地点の座標を採取業者にお示しし、その区域内で採取を認めることとしております。そして、それぞれの区域内採取が今後守られていくかどうかを確認するため、各土木事務所の土木巡視管理員や当課の担当職員の監視回数の増など監視活動を強化いたしますとともに、採取船にどこで採取したのかのGPSの情報を毎月提出してもらうこととしております。

なお、これらの取り組みにつきましては砂利採取に関係いたします2つの組合も御了解をいただいております。

今後ともこれらの対応をしっかりと実施していくことで適正な砂利採取が行われるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 まず、この調査結果、周辺海岸へ砂利採取の明瞭な影響は認められないとありますけれど、海岸防備のためにもこんな繊細な調査に基づいてぎりぎりいっぱいまでとれということ自体がおかしいと、ピーク時の6分の1ぐらいになったけれど、まだまだ30万立米ぐらいとりゆう。目先のでき上がった砂をバキュームで吸う。このことによつて、今も新居海岸も仁ノ海岸も含めて海岸侵食をされて堤防が転倒し、あるいは津波対策やりゆうけれど、津波対策以前に高潮で越波がずうっとありゆうわけよ。ずうっと長い間、仁淀川の河口でとり続けたことによつていまだに仁淀川の前には大きなバンクがあつて、国交省の人としょっちゅう話すけれど、穴があいちゅうと。いまだに堤防が転倒する、越波する状況が続いていて、海岸に影響がないから短絡的に砂をバキュームでとると、こんなことはやめるべき、どうぞやめてもらいたいと。

今、3年、5年で影響がなくても、もともとこの岩礁地帯にたまつた砂は岩礁の間から吹き出てきたたまつたものじゃないわけよ。仁淀川が運搬し堆積をしたやつが大きな海のうねりのときに岩礁地帯に運ばれてそこにストックができる。昔、38のクレーンがあつ

た、数えたのよ、高校のときに。いわゆる社会資本がどんどんでき上がってきた時代背景もあるけれど、昭和30年代、38杯も船が来てどんどんとることによっていまだに大きい穴があって、今は仁淀川の運搬作用がなくなって、あの中が埋まらずに大きなバンクのままあるわけよ。だから、大きなうねりのときに堤防の下にある海岸から砂を引っ張って埋めよう埋めようとする中で堤防が転倒して越波するわけよ。

その裏の家は潮をかぶる、いまだに。台風が近づいたときには子供の家へ、高知市へ引っ越す。そこまでしながら暮らしゆう。多分間違いなしにこれは仁淀川の運搬してきた砂利であり底流が動いたときに岩礁地帯に蓄積されたんで、これから1,000年、1万年の間にツヅラ崎の宇都賀のそういうところのバンクには、また今度は宇佐とか新居の砂を持って行って埋めるわけよ。いまだにどんどん新居の浜の砂が減るっていう話があるわけよ。徳島大学の先生なんかは本当他人事で、未来永劫沿岸に住む人は今も台風が来たらおびえる、津波が来たら怖い、堤防補強しゆう中でもでき上がった砂を野蛮にとり続けるのはもうやめてほしいねえ。

他県の事例も調べてもらった結果、もう徳島県、愛媛県、香川県は海砂をとってない。それから、岡山県、兵庫県、大阪、和歌山県、とりあえず瀬戸内はほぼとってない。だから、海岸に築堤した部分の根元にある砂を引きずり込んで侵食される危ないところはもうやめたわけよ。瀬戸内でさえやめたのに高知県の外海岸、太平洋に向かった荒波のところでは何でとるか。そら宇都賀の裏、ツヅラ崎の裏には人家はないけれど、そこは、仁淀川の河口の戸原海岸、仁ノ海岸、西畑そういうところの砂がずうっと西に東に動いて蓄積された砂利なわけよ。だから、国土建設、インフラのために要るとすればきちっと採石工場をつくる、陸で計画採取をする、海砂の丸い流動性のワーカビリティーの高い砂が得られんのやったら研磨する。ほとんどの県はきちっと陸上で研磨してワーカビリティーが上がるように研磨された採砂もつくりゆうわけよ。海にあるお金をガット船でどんどん、あるいはバキューム船で吸い上げることはもうどこもやめた、瀬戸内でさえやめた。毎年堤防が侵食され転倒して裏の人間が潮かぶる、家の中までフナムシが入ってきゆうわけよ。車、家、自転車もバイクも全部さびる、それぐらい潮をかぶる状況なのに直接人家に影響ないということで、ほんの何キロメートルも離れんところでバキュームで吸い取る。こんな危ない太平洋岸に我々はずうっと住み続けるわけよ。ぜひ直接採取する野蛮なことはやめてほしい。他県の事例、背景もずっと調べて、もうやめてほしいね。

現在このなりわいをしゆう人については陸上への生計移転をちゃんとする、それについては県も支援をする、採石計画をきちっと立ててそこでのなりわいに移る。そんなことも含めて支援して、これだけ沿岸住民が困っちゃうのにそのまま取り続ける話はもうやめてほしい。課長、やめてほしい、もう。困り切っちゃう。

◎北用地対策課長 徳島大学の中野晋先生に昨年、御助言・御指導いただきたいというこ

とでお願いをしに参りました。6月だったと思います。そのときに先生のお話で最初に印象に残っておるのは、ちょっと正確な言葉ではないのかもしれませんが、高知の海岸が痩せたのは砂利の採取が大きな影響をしておると、それは間違いないというようなことを言われました。ただ、今回の結果等についても先生にお話をさせていただく中で、今の高知県の海砂利採取技術基準は海の環境には優しい基準だと、業者にとってはちょっと厳しいかもねという話もございました。先ほど御報告の中でもお話をさせていただきましたが、先生のお考えの趣旨としては、要は短期的には影響がないと思われるが、長期的なことはわからない、ですから定期的に調査をしてくださいと。5年に1遍でもいいんじゃないかと思うけれども、今回は先ほど御説明いたしました砂利の採取土場の縮小のこともございますので、3年に1度調査をしようということによって現在考えておるところでございます。

◎森田委員 岩の間から砂が湧き出てくるはずはないんやから、長い時間の中で海底の揺れが海岸の一番近いところからバンクを埋めようとする作用はずうっと続くわけよ。この砂利採取業者が6軒か7軒かあるのかな、それに従事者が何十人かはおるかもわからんけれど、陸上の運送も含めたら。運送は山に採石場つくればまた置きかわることとして、ほんの何十人かの生活、生計のために海岸沿岸の人のこの困り事、あるいは堤防工事で税金の投入が続きゆうわけよ。相当のテトラポッドの投入だとか海岸のやり直しだとかそこへ砂利採取で得たその生計の補填のために税金が後ろへ回って物すごく投入されていきゆう。生産的でないわけよ。だけれど、建設事業がそのことで動きゆうけれど、本当に県民の安全・安心な暮らしのためには意味をなしてない。そこでとったのを丘へ上げて水で塩を抜いたらまたテトラポッドの枠へはめてコンクリートを海岸へ持って行って埋めよる。こういう単純な繰り返しの中でその後ろにおびえる沿岸住民がずうっとおるわけよ、本当に。

穏やかな瀬戸内海でもやめちゆう。その中で仁ノ海岸の国交省の事業、あるいは新居海岸の事業、堤防補強工事でどんどん堤防の下を砂が抜き取られて、住家のところまで砂が抜けていっておちおち寝れんと、大きい音が床の下でする、家の底の砂がとられていくぐらい侵食して、仁淀川の河口の長い間にできたバンクへ引きずり込んでいきゆう。皆さんおびえた暮らしをしゆう、ほんの数キロメートルしか離れてないところの岩礁地帯とはいえ、仁淀川の砂が必ずそこをまた埋める時代が来るんで、一日も早く将来のためにやめるべきやと。

他県が陸上転換した経過も大いに学習しながら、他県がどっか遠いところの砂を買って海砂の代砂でやりゆうやったら、高知県もそれに見習うてよそから砂を買ってやってくれと、目の前の砂をとらないでくれというのは我々本当沿岸住民のせつない思いですので、それも踏まえてみんなのおびえた生活ずっと見ています。もうぜひともやめてほしい。これは沿岸住民の代弁者としてもう一回言っておくけれど、よそのことを学習して、徳島大

学の先生に習わんでも沿岸住民の経験からきちっと声を届けるんで、そういうふうにしてほしいということです。部長もお聞きになってどんなに思いますか。

◎奥谷土木部長　こういう採取が委員おっしゃるとおりいい影響が出るわけがないんで、どんな悪い影響出るかちゅうのも実は長い目で見たらわかってないところもあります。今回は短期的影響といいまして埋め戻しがあるかないかっていう視点ですねえ。この間でも台風が来たりしていますんで気圧が下がっていわゆる埋め戻しが起こっているかもしれないなんてことも想像しながら行ったんですが、幸いそれは見られなかったことがあります。ただ、だからといっても長い目で見たときにどういう影響あるかは実はわからないと。過去いろんな環境に与えることは多分ないだろうと思ってやったら実は何十年後かにこれはえらい影響があるというのがわかったこともありますので、非常に慎重にやらなあいかなんと思っていまして、調査はやる必要があると思えています。

それとまた、おっしゃいました代替骨材とか、これも大分進んでますし、また他県からの購入とかいろんな手段ありますんで、そういう手も考えていかなければいかんと思えています。

◎森田委員　私の気持ちもよう理解してくれておりまして、因果関係あるはずですよ、そら当然、長いスパンで物を考えるか、あるいは短いスパンで影響ないって言い切るのか。だけれど、沿岸住民がそこに暮らし通すわけで、しっかりと同じ轍を踏まないように、因果関係は絶対あると。だって、岩礁地帯から砂が生えてくるはずがないんで。海から横に動いて、ほんの数キロメートルやから、海から横に動いたらここには穴があったと。昔、ここは平らやったに、穴になっちゅうと、海岸から持ってきて埋めなあいかなんねとやっぱ埋めるわけよ。埋める作業はもう海岸しかないんで、ぜひともこんなところで穴をあけないように研究、勉強をしてください。新しい骨材づくりも技術が進んでますんで、それも含めて他県が海砂の短絡的な採取をやめたようにしっかりやめて生計の支援をするということをお願いをしておきます。

◎吉良委員　関連して、全く賛成でございます。

それで、公共工事で本県の、発注の要件に例えば海砂利を使わさないだとか、そういうような取り組みはできないんですか。使うところがあるからこれをとるわけでしょ。代替えができるなら、まずは本県の公共工事を含めて排除していく取り組みなんかはどうですか。

◎平田副部長　なかなか現状では海砂の中に細砂っていうやつがまだあって、これが先ほど森田委員がおっしゃられるワーカビリティに非常にええ影響をもたらしています。現状ではそれを一気にやめることは困難な状況です。それにかわってできる代替骨材が進んでいけば排除はしなくたって必然的にかわっていけるんじゃないかとは思いますが、現時点ではなかなか難しいです、大半の生コンプラントで細砂を使っておりますの

で。

◎吉良委員 技術の開発とあわせて森田委員おっしゃっているように結局は私たちの環境を含めて返ってくるわけですから、そのツケが、ぜひその取り組みについては研究も深めて、また国に対してもそういう技術の開発を求めていくってことも含めてちょっと取り組みを進めていただきたいんですけども、それについてはどうですか。

◎北用地対策課長 代替骨材につきましては、先ほど副部長からお話しさせていただきましたとおり海砂の中の細砂が生コン業者にとりますと非常にすぐれたものということで、平成22年に生コン業者のほうにもアンケート調査をしておるんですが、海砂を使いたいという声がございます。ただ、先ほどもお話ししましたように4,000平米という一つの枠がございまして、それ以上はとれないことになっておりますので、骨材の安定供給という観点からも代替骨材の研究はやはり必要ではないかと思っております。工業技術センター、場合によっては大学等と連携をしまして研究調査も進めていきたいと考えております。

◎三石委員長 ほかに。

(な し)

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

次に、桐見ダム自家発電電力量計の未検査期間における売電処理について、河川課の説明を求めます。

◎濱田河川課長 まず、桐見ダム自家発電電力計の未検査期間についての売電処理について、経緯から御説明させていただきます。

越知町の仁淀川一支、坂折川に県が建設管理しております桐見ダムの自家発電については、管理用電力として昭和63年6月から水力発電として四国電力と売買契約を締結し、余剰電力として売却しています。昨年の平成26年8月の電力量の検針を行う際、電力量計の定期検査の期限が平成15年4月末で切れていることが判明しました。

未検査期間の売電処理の方法としましては、検査期間が切れる以前の過去の実績をもとに電力量の算定し直しをすることとし、算定方法と算定期間を定めた受給電力量協定書を県と四国電力で新たに締結をし、その協定をもとに精算を行うこととしました。その結果、算定額がこれまでの県の収入額を2万4,752円下回ったため、本年、平成27年1月19日に払い戻しを行ったところです。また、本年、平成27年1月8日に電力量計の交換更新を完了しております。

今後、同様の事態を招かないよう重要物品として備品登録の上、台帳管理を行ってまいります。また、毎月の発電検針確認書に検査期限を追加し、次回の更新日を記録してまいります。

以上で報告事項の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で土木部を終わります。

◎今西建設管理課長 先ほど私が報告させていただきました建設工事の入札参加資格者数の資料でございます。そのうち年度の推移の中で26年度の数値が若干間違っていたところがございますので、事務局のほうを通じて修正版をお渡しさせていただきたいと思えます。

◎三石委員長 わかりました。

以上で土木部を終わります。

◎中畠委員 今西課長、この8ページ、9ページの分。

◎今西建設管理課長 はい、そうです。

◎三石委員長 よろしいですか。

これより採決を行います。今回は議案数15件で、予算議案8件、条例その他議案7件であります。ちょっと長いですが、お願いします。

それでは、採決を行います。

第1号議案平成27年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第8号議案平成27年度高知県土地取得事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第11号議案平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第17号議案平成27年度高知県流域下水道事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第17号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

第18号議案平成27年度高知県港湾整備事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第23号議案平成26年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第35号議案平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第35号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第36号議案平成26年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第36号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第45号議案高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第45号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第70号議案高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第70号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第71号議案高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第71号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第82号議案県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第82号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第83号議案県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第83号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第85号議案国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ヶ内トンネル)工事請負契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第85号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第87号議案高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第87号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎三石委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明あすと16日月曜の委員会は休会とし、17日火曜日の10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

これで本会の委員会を閉会いたします。

(14時10分閉会)